

会計情報

Vol. 583

2025.3

Accounting, Tax & Consulting

2024年IPO市場の動向

iGAAP in Focus 財務報告 IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化

国の会計と関連制度(17回目)
～国の予算制度の概要～



Contents

	ページ	
	2	2024年IPO市場の動向 公認会計士 伏見 沙也
会計・監査	10	金融庁:「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等(政策保有株式の開示関係) 『会計情報』編集部
	11	金融庁:「記述情報の開示の好事例集2024(第4弾)」の公表(コーポレート・ガバナンスに関する開示) 『会計情報』編集部
	12	法務省:「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集 『会計情報』編集部
IFRS	13	iGAAP in Focus 財務報告 IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
パブリック	17	国の会計と関連制度(17回目) ～国の予算制度の概要～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	34	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	39	新刊書籍のご案内

2024年IPO市場の動向

公認会計士 伏見 沙也

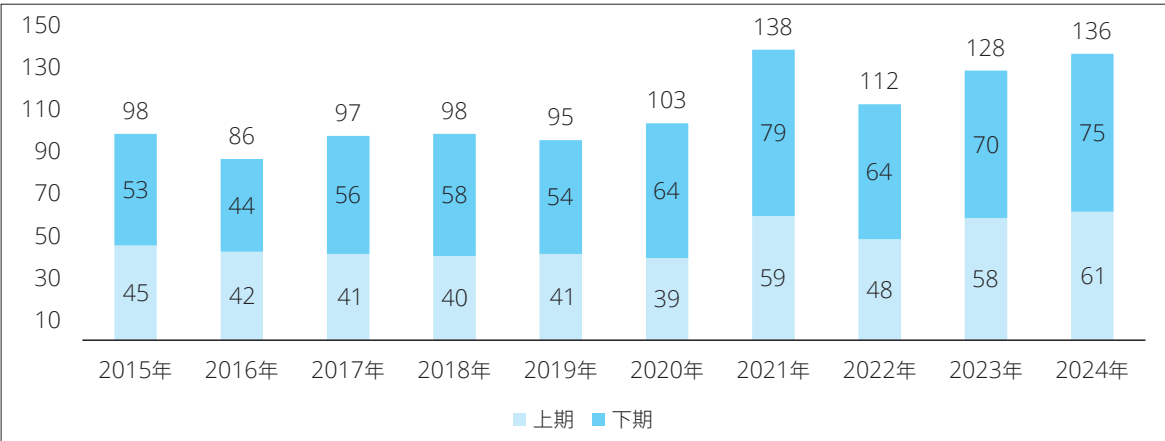
1. はじめに

2024年の株式市場は、日経平均株価が7月に史上最高値を更新し、また年間を通じて19%の上昇となり全体としては好調に推移した一年であった。これはロシア・ウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰など不安定な要素はあるものの、日本企業の再評価による海外マネーの流入やアメリカをはじめとする世界的な株式市場の好調の影響を受けている。一方で日米金利差の縮小による急速な円高の進行により8月には日経平均株価は一時急落し、為替相場に大きく左右される局面もあった。このようななか、国内IPO企業数（TOKYO PRO Market

（以下、TPM）への上場及びTPMを経由した上場を含む）は136社と、2023年の128社から8社増加した。これはリーマンショック後で最多であった2021年（138社）に次ぐIPO企業数である。ただし、これはTPMへのIPO企業数が増加したことが主な要因であり、図表2のとおりTPMを含まない一般投資家向け市場へのIPO企業数は86社と2023年の96社より減少しており、グロース市場をはじめとした新興市場を取り巻く環境は必ずしも好調とは言えない状況である。

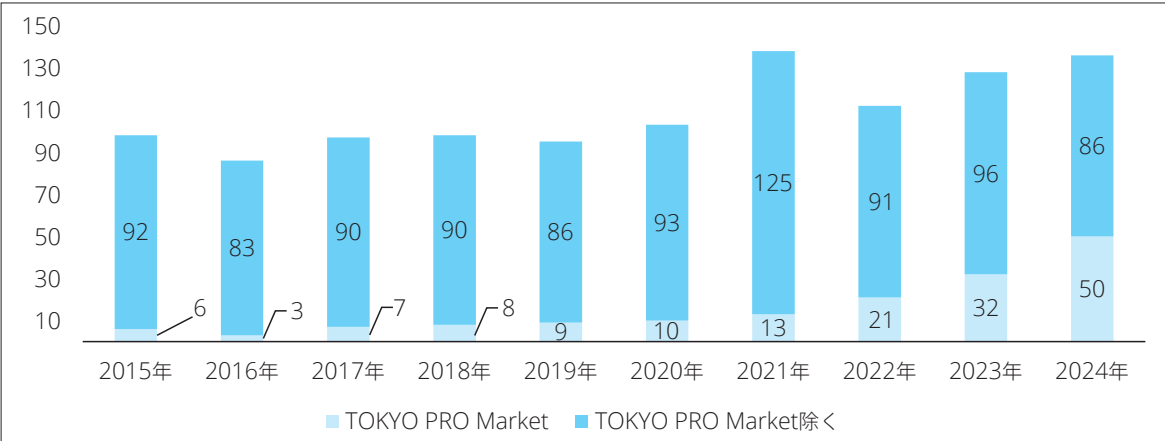
以下、2024年の国内IPO市場の動向と特徴を整理してみることにする。

【図表1】 時期別国内IPO企業数の推移（単位：社）



（注） TOKYO PRO Marketへの上場、TOKYO PRO Marketを経由した上場を含む。

【図表2】 TOKYO PRO MarketとTOKYO PRO Market以外の市場別国内IPO企業数の推移（単位：社）



2. 2024年のIPOの特徴

2024年のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとおりである。各項目の詳細については後述する。

(以下、各項目の企業数及び比率はTPMを除く)

- ① 市場別…グロース市場へのIPOの割合は高く、東京証券取引所（以下、東証）の市場区分（TPMを除く）の79%を占めている。
- ② 業種別…情報通信業とサービス業で全体の63%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円を超えるIPO企業は12社で前年13社より減少しているが、IPO企業全体に占める割合は13%であり前年と同程度である。一方で、50億円未満のIPOは減少した。また、海外での募集・売出しを実施したIPOは28社（前年33社）で減少した。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は30社となり、全体の34%を占める結果となった。

- ⑤ IFRS（国際財務報告基準）適用によるIPO…IFRS適用IPO企業は4社となり、前年11社から減少した。
- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は6社となり、前年6社と同数である。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期に当期純損失を計上した企業の割合は24.4%、当期純損失を上場申請期の業績予想で予想したIPO企業の割合は12.8%でありいずれも前年より上昇している。

① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表3のとおりである。2024年のプライムへのIPO企業数は4社、スタンダードへのIPO企業数は13社となっている。グロースへのIPO企業数は64社であり、東証の新市場区分におけるIPO企業数に占める割合は79%と高い水準となっている。なお、TPMへのIPO企業数は年々増加傾向にあり、2024年では50社の上場があり、前年の32社から大きく増加している。

【図表3】市場別IPO企業数の推移（単位：社）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
新市場区分（注1.2.3）					
プライム			2	2	4
スタンダード			10	23	13
グロース			60	66	64
旧市場区分（注1.2.3）					
東証一部	6	6	1		
東証二部	9	8	3		
JASDAQ	14	16	1		
マザーズ	63	93	10		
TOKYO PRO Market	10	13	21	32	50
その他（注4）	1	2	4	5	5
合計	103	138	112	128	136
うちTPMへの上場を除く	93	125	91	96	86

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
グロース市場IPO企業数割合（注5）			83%	72%	79%

（注1）2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2023年IPO市場の動向」から表の記載を変更している。

（注2）重複上場した会社については、東証側でカウントしている。

（注3）TPMを経由した上場を含む。

（注4）2024年「その他」は、札幌証券取引所アンビシャス市場1社、名古屋証券取引所ネクスト市場2社、福岡証券取引所Q-Board2社である。

（注5）グロース市場IPO企業数割合は東証へのIPO企業数（TPMへ上場した企業は除く）に対するグロース市場へのIPO企業数の割合である。

② 業種別

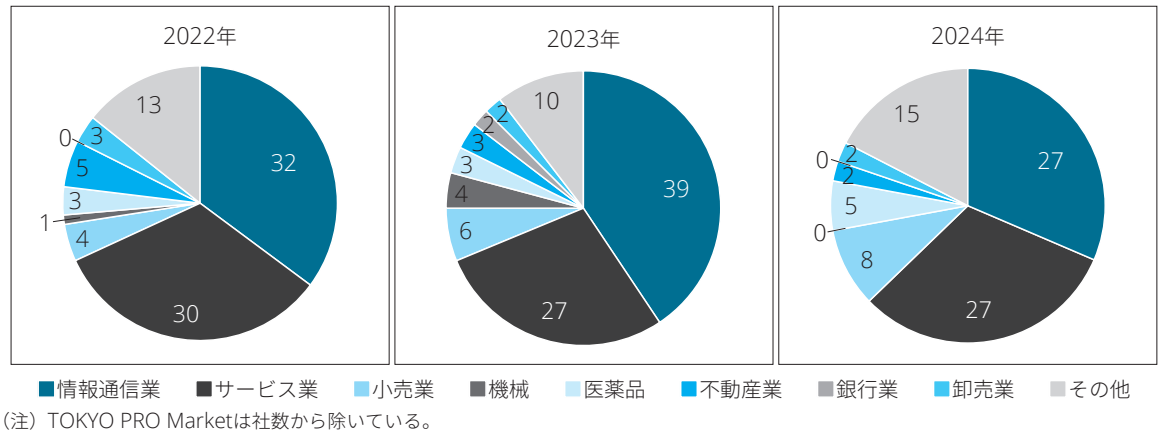
2024年にIPOした企業の業種別の内訳（TPMを除く）は図表4のとおりである。2024年では情報通信業27社、サービス業27社となり、2業種合計では54社と全体の63%（前年は69%）を占めている。但し、情報通信業は前年の39社から12社の減少となっている。

代表的な情報通信業では、IoTプラットフォーム「SORACOM」の開発・提供を行う(株)ソラコムがあり、代表的なサービス業では、スペースデブリ除去や人工衛

星寿命延長、点検・観測等の軌道上サービス事業を行う(株)アストロスケールホールディングスやスキマバイトサービス「タイミー」の運営等を行う(株)タイミーがある。

また、X線技術等を用いた理科学機器の製造・販売を行うリガク・ホールディングス(株)など精密機器業（図表4上では「その他」）3社が下期に立て続けにIPOしていることも、2024年のIPOの特徴的な点である。

【図表4】業種別IPO企業数（単位：社）



初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表5のとおりである。いずれも公募時価総額が20億円～50億円前後のIPOであったが、革新的な技術やサービスの提供により将来の成長が期待される企業であり、投資家の期待が高い傾向にあった。

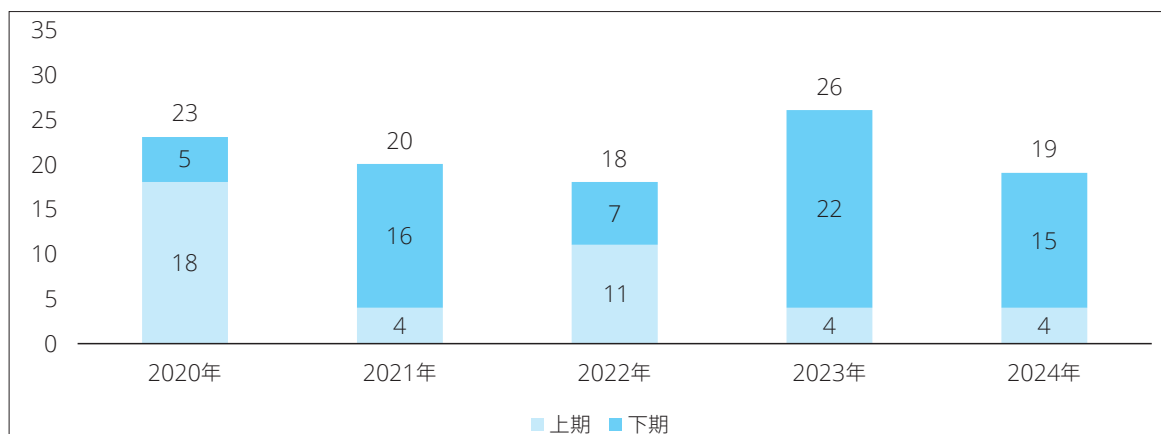
一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れの

IPO企業数の推移が図表6のとおりである。公開価格割れのIPO企業数は、上期4社であったのに対して、下期は15社と増加し、通期で19社となった。これは上期の株式市場が一貫して上昇基調であったことに比べ、下期は円高の影響等により株価が下落局面であったことやグロース市場の不振が要因と考えられる。

【図表5】2024年において公開価格比（初値と公開価格の比）が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
2月28日	Cocolive(株)	グロース	情報通信業	2.2倍	不動産業界向けマーケティングオートメーションツール「KASIKA」の開発、顧客への提供その他関連する業務
3月22日	(株)ジンジブ	グロース	サービス業	2.2倍	高卒就職採用支援サービス及び人財育成サービス
3月28日	(株)情報戦略テクノロジー	グロース	情報通信業	2.2倍	大手企業向けDX内製支援サービス等

【図表6】 初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移（単位：社）



（注）TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別のIPO企業数は、図表7のとおりである。発行総額100億円以上のIPO企業数は12社であり、前年の13社に対し微減であるが、IPO企業数（TPM除く）全体に占める100億円以上のIPO企業数の割合は前年比で上昇してい

る。特に発行総額1,000億円以上のIPOが3社（東京地下鉄㈱、リガク・ホールディングス㈱、キオクシアホールディングス㈱）あり、前年の1社に対して増加している。一方で、発行総額50億円未満のIPO企業数の割合は76%であり前年の78%より重要な変動は見られず、小型のIPOが大多数を占めている状況に変化はない。

【図表7】 発行総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
1,000億円以上	0	1	0	1	3
500億円以上1,000億円未満	1	3	1	3	1
100億円以上500億円未満	9	14	2	9	8
50億円以上100億円未満	9	14	7	8	8
10億円以上50億円未満	41	62	43	51	43
10億円未満	33	31	38	24	23
合計	93	125	91	96	86

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
100億円以上の社数割合	10%	14%	3%	13%	13%
50億円未満の社数割合	79%	74%	89%	78%	76%

（注）TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

また、2024年に海外での募集・売出しを実施したIPOは、グローバル・オフリング7社、臨時報告書方式21社（前年はグローバル・オフリング7社、臨時報告書方式26社）となった。

グローバル・オフリングを実施した7社のうち6社

は発行総額200億円以上であり、かつ初値時価総額も1,000億円を超える大型のIPOとなった。臨時報告書方式は、21社のすべてが発行総額200億円未満、うち10社は50億円未満と、小型～中型のIPOにおいて株式の一部を海外投資家へ販売する方法が中心となっている。

【図表8】 グローバル・オフERING及び臨時報告書方式によるIPOの推移（単位：社）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
グローバル・オフERING	3	5	3	7	7
臨時報告書方式	13	25	15	26	21
合計	16	30	18	33	28

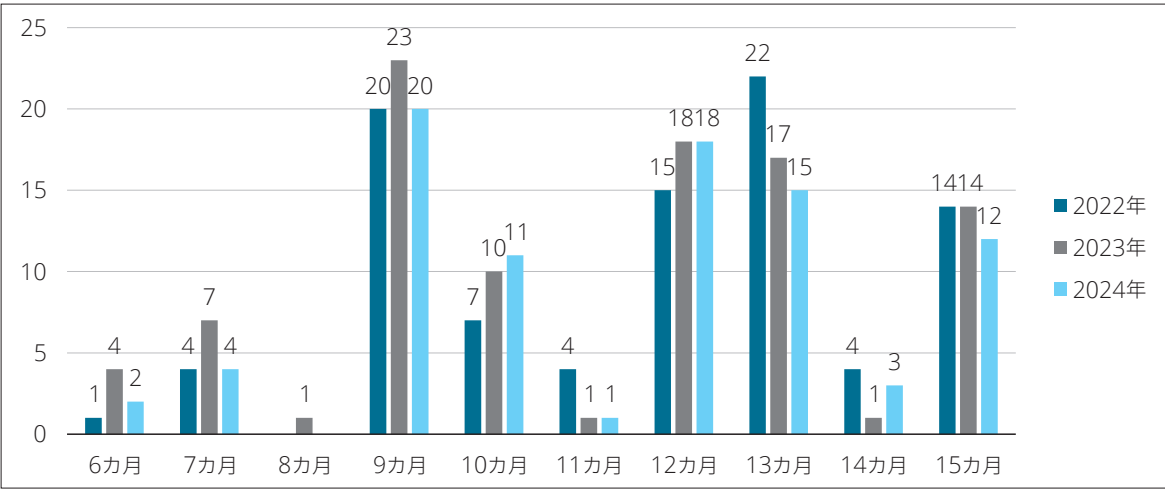
（注） TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

④ IPOのタイミング

最近ではIPOのタイミングが上場申請期の期初から長い企業が多い傾向にあるが、2024年も同様の傾向にある。

図表9では、2022年、2023年及び2024年の上場申請期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示している。

【図表9】 上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数（単位：社）



（注） TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

2022年から2024年にかけての傾向を見ると、上場申請期の第4四半期期末月（＝上場申請期の期初から数えて12ヵ月目）の上場と上場申請期の期初から数えて13ヵ月目から15ヵ月目での上場、いわゆる「期越え上場」が、他の月と比較して多い傾向が認められる。特に、「期越え上場」については、図表10で示すとおり、2024年は30社と全体の34%を占めている。これは、業績予想の達成状況を慎重に見極めてからIPOする会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表10】 期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2022年	40社	43%
2023年	32社	33%
2024年	30社	34%

（注） TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表11のとおりであり、投資ファンドが主要株主となっているか若しくは資本上位会社がIFRSを適用している会社を中心となっている。IPOマーケットにおいては、投資ファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2024年にIFRSを適用して上場した企業は4社である。2024年にIFRSを適用して上場した4社のうち3社（㈱アストロスケールホールディングス、リガク・ホールディングス(株)、キオクシアホールディングス(株)）は初値時価総額1,000億円を超える規模の大きいIPOとなった。

【図表11】IFRSを適用したIPO企業

2020年（4社）	(株)きずなホールディングス (株)雪国まいたけ (株)ダイレクトマーケティングミックス バリオセキュア(株)
2021年（10社）	ウイングアーク1st(株) Appier Group(株) (株)デコルテ・ホールディングス (株)ペイロール (株)アシロ シンプレクス・ホールディングス(株) P H Cホールディングス(株) (株)AB&Company (株)ネットプロテクションズホールディングス (株)ハイブリッドテクノロジーズ
2022年（0社）	—
2023年（11社）	(株)ハルメクホールディングス (株)モンスターラボホールディングス AnyMind Group(株) (株)シーユーシー (株)ノバレーゼ Japan Eyewear Holdings(株) インテグラル(株) (株)KOKUSAI ELECTRIC (株)トライト (株)ナレルグループ (株)ライズ・コンサルティング・グループ
2024年（4社）	(株)アストロスケールホールディングス リガク・ホールディングス(株) 黒田グループ(株) キオクシアホールディングス(株)

(注) TOKYO PRO Marketは除いている。

【図表12】キオクシアホールディングス(株)の業績推移（単位：百万円）

	2023年3月期 通期（直前々期）	2024年3月期 通期（直前期）	2025年3月期 第1四半期（申請期）
売上収益	1,282,101	1,076,584	428,497
売上総利益（△は損失）	41,894	△129,343	156,592
販売費及び一般管理費	138,941	128,774	31,001
営業利益（△は損失）	△99,015	△252,698	125,859
当期（四半期）利益（△は損失）	△138,133	△243,721	69,758

(注) 2024年11月8日に提出された有価証券届出書に基づき記載している。なお、同社はIFRSに準拠し連結財務諸表を作成している。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表13のとおりであり、初値時価総額500億円以上のIPOは10社となった。2024年の初値時価総額500億円以上の

⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2023年はカバー(株)、住信SBIネット銀行(株)、楽天銀行(株)、(株)シーユーシー、(株)トライト、(株)KOKUSAI ELECTRICの6社であった。2024年においては、(株)トライアルホールディングス、(株)アストロスケールホールディングス、(株)タイミー、東京地下鉄(株)、リガク・ホールディングス(株)、キオクシアホールディングス(株)の6社が初値時価総額1,000億円以上のIPOとなった。

10月にIPOした東京地下鉄(株)は、旅客鉄道事業の運営及び都市・生活創造事業の運営を行っており、同社と連結子会社14社、非連結子会社1社、持分法適用関連会社3社（2024年9月末時点）で構成されている。上場初値は1,630円（公募価格1,200円）をつけ、初値時価総額9,470億円となり、直近5年間で最も初値時価総額の高いIPOとなった。12月にIPOしたキオクシアホールディングス(株)は、メモリ及びSSD等関連製品の開発・製造・販売事業等を営んでおり、上場初値は1,440円（公募価格1,455円）、初値時価総額7,762億円となり東京地下鉄(株)に次ぐ大型のIPOとなった。同社の上場前2事業年度と申請期の業績は図表12のとおりである。フラッシュメモリ市場において2022年後半から継続して需要が低迷したことに伴い販売価格が下落し、上場直前々期及び上場直前期に当期純損失を計上したが、2023年後半からの顧客の在庫水準の正常化や需要の回復により、需給バランスは改善し上場申請期の第1四半期では黒字に回復している。

企業の割合は全体の11%、100億円以上は全体の49%となっている。

【図表13】初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
1,000億円以上	1	6	3	6	6
500億円以上1,000億円未満	10	8	1	6	4
200億円以上500億円未満	21	21	12	15	12
100億円以上200億円未満	26	38	24	28	20
50億円以上100億円未満	25	41	30	20	17
50億円未満	10	11	21	21	27
合計	93	125	91	96	86

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
100億円以上の社数割合	62%	58%	44%	57%	49%
500億円以上の社数割合	11%	10%	4%	12%	11%

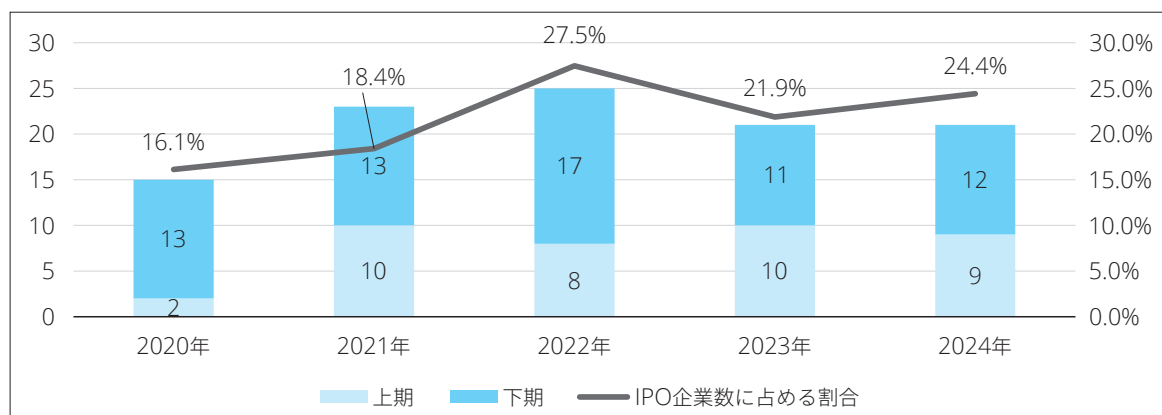
（注）TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

⑦ 赤字上場

当期純損失を上場直前期に計上した企業の推移は図表14のとおりであり、上場申請期の業績予想で当期純損失を予想した企業の推移は図表15のとおりである。2024年においては、上場直前期に当期純損失を計上した企業は21社（IPO企業数に占める割合は24.4%）、上

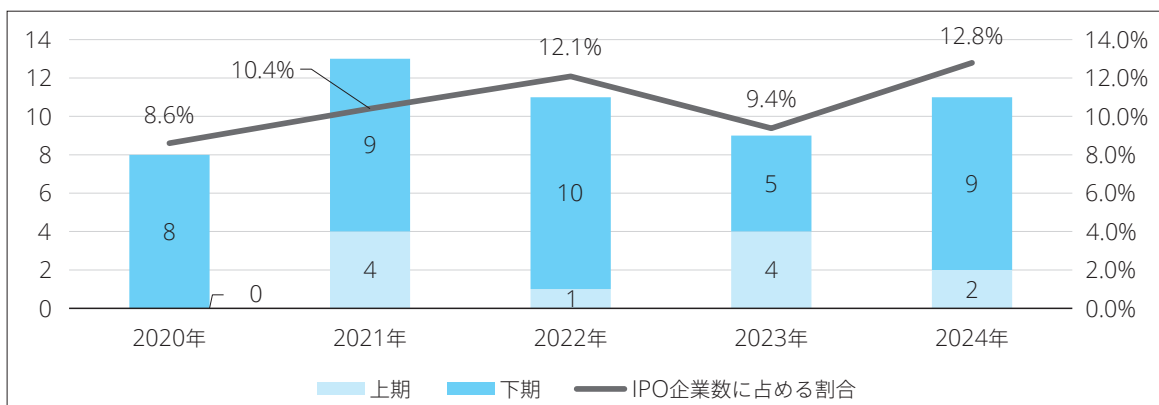
場申請期において当期純損失の業績予想をしている企業は11社（IPO企業数に占める割合は12.8%）となった。これは過去5年間の推移で見ると当期純損失を上場直前期に計上したIPO企業の割合は2022年に次ぐ高水準に、当期純損失を上場申請期の業績予想で予想したIPO企業の割合は最も高水準になっている。

【図表14】当期純損失を上場直前期に計上したIPO企業の推移（単位：社）



（注）TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

【図表15】 当期純損失を上場申請期の業績予想で予想したIPO企業の推移（単位：社）



（注） TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

3. おわりに

2024年は、136社（TPMへの上場及びTPM経由を含む）がIPOを果たした。これは、リーマンショック後で最多のIPO数を記録した2021年（138社）に迫る水準である。また、発行総額1,000億円を超えるIPOが2024年は3社あり、比較的大型のIPOが目立つ年であった。

一方でIPO企業数の増加は主にTPMへの上場の増加によるものであり、TPMを除くIPO企業数は86社と前年より10社減少しており、IPOの規模は、引き続き小型のものが大部分を占めている状況である。また、主な上場先であるグロース市場を見ると、東証グロース市場250指数は2024年も下落傾向が継続しており、新興市場における新規上場時及び上場後の成長に関して依然として課題が残されている状況である。

この状況に対応するため、政府は2027年度にスタートアップへの投資額を10兆円規模とすることを目標に掲げて2022年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を制定し、ロードマップに従い官民一体となって各種施策を展開している。当計画はスタートより2年程度が経過し、基本的な方向性は変えないものの最新の状況を踏まえ2024年6月に一部改訂されている。その中でグロース市場に関して、小さなIPO企業が多いこと及びIPO後に成長が停滞する企業が多い状況を踏まえ、上場維持基

準等の中長期的な在り方を検討する旨が織り込まれている。また、2025年度の税制改正では成長意欲のある中小企業がシームレスに成長を目指す環境整備を行うことと、売上100億円超の中小企業の更なる創出を目指すため、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に設備投資に係る税制優遇を行う予定としている。こうした施策は、IPOを志向する企業及びIPO後の更なる成長を図りたい企業にとっては追い風となっていると考えられる。

また、政府や東証の施策のみならず、企業側においても、TPMへの上場（及びその後のTPMから本則市場へのステップアップ上場）や2024年12月開設のFukuoka Pro Marketへの上場、(株)ソラコム、dely(株)のように大企業の支援のもと果たすIPO（所謂「スイングバイIPO」）など、様々なかたちでIPOの実現に向けて多様化が見られるようになってきている。

世界景気は依然として不安定な状況が続いているが、日本において上述の政府や東証、IPO企業のみならず、VC、証券会社、監査法人等のIPO関係者が今後も継続して協力してスタートアップ創出やスタートアップへの投資への機運を高め、IPO前及びIPO後の更なる成長を支援する体制を強固にしていくことが重要であり、ひいては日本経済の発展に寄与するものと考えられる。

以 上

金融庁：「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等（政策保有株式の開示関係）

『会計情報』編集部

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見募集を行い、2025年1月31日に結果を公表した。

金融庁では、2023年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題が識別された。

また、2024年6月に公表された「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」においても、コーポレートガバナンスの観点からこの課題が指摘され、制度改正等の今後の方向性が提言されている。

さらに、2024年8月に公表された「2024事務年度金融行政方針」において、「政策保有株式の開示の適切性について有価証券報告書レビュー等で検証を行うとともに、政策保有株式に係る開示事項の追加等を検討する」との方針が示されている。

こうした経緯を踏まえ、今般、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）における「株式の保有状況」の開示に関して、以下の改正が行われた。

【企業内容等の開示に関する内閣府令の改正】

当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年

度末において保有しているものに限る。）について、以下の開示を求める。

- ・ 銘柄
- ・ 株式数
- ・ 貸借対照表計上額
- ・ 保有目的の変更年度
- ・ 保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針

【企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン）の改正】

従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方を明示する。

本改正に係る内閣府令は、2025年1月31日付で公布・施行される。

なお、改正後の規定は、2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される。また、本改正に伴い開示ガイドラインが改正され、2025年1月31日より適用される。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について（政策保有株式の開示関係）：金融庁

以 上

金融庁：「記述情報の開示の好事例集2024（第4弾）」の公表（コーポレート・ガバナンスに関する開示）

『会計情報』編集部

2025年2月3日に、金融庁より「記述情報の開示の好事例集2024（第4弾）」が公表された。

金融庁では、開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」（以下「勉強会」）を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」（以下「好事例集」）を公表、更新してきた。

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設された。

金融庁では、本改正を踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、投資家・アナリスト・有識者及び企業関係者による勉強会を開催している。

今般公表された「記述情報の開示の好事例集

2024（第4弾）」は、第4回勉強会（テーマ：コーポレート・ガバナンスに関する開示（コーポレート・ガバナンスの概要、監査の状況、株式の保有状況））での議論の内容を踏まえて、コーポレート・ガバナンスに関する考え方及び取組の開示について取りまとめたものである。

なお、「記述情報の開示の好事例集2024」においては、今後、第5回勉強会以降のテーマを追加して、公表、更新することを予定している。

詳細については下記の金融庁のウェブページを参照いただきたい。

[「記述情報の開示の好事例集2024（第4弾）」の公表（コーポレート・ガバナンスに関する開示）：金融庁](#)

以 上

法務省：「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集

『会計情報』編集部

法務省は、2025年2月5日に「会社計算規則の一部を改正する省令案」（以下「本省令案」という。）を公表した。

1. 改正の趣旨

本省令案は、企業会計基準委員会による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うものとされている。

2. 改正の概要

- ① 会社計算規則第2条の定義規定につき所要の修正を行うとともに、その他の規定につき、これに伴う修正を行う。
- ② リースに関する注記につき注記すべき事項を定める。
- ③ その他所要の整備を行う。

3. 施行日及び経過措置

公布の日から施行する予定であるとされている。

- ① この省令による改正後の会社計算規則（以下「新会社計算規則」という。）の規定は、2027年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする予定である。ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができるものとする予定である。
- ② その他所要の経過規定を設ける予定である。

意見募集期間は、2025年3月6日までとされている。

詳細については、以下のウェブページを参照いただきたい。

[会社計算規則の一部を改正する省令案に関する意見募集 | e-Govパブリック・コメント](#)

以 上

iGAAP in Focus
財務報告

IASBは、自然依存電力を参照する契約についての修正を最終化

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、国際会計基準審議会（IASB）が2024年12月18日に公表した「自然依存電力を参照する契約」に関するIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品:開示」の修正の概要を解説する。

- IFRS第9号の修正は、IASBの見解では、自然依存電力を参照する契約をより忠実に表現する情報を、企業が財務諸表に含めることを可能にすることを目的としている。
- これらの契約は、発電の源泉が統制できない自然条件に依存するため、企業は基礎となる電力量の変動に晒される。
- IASBは、自然条件に依存する源泉から発電された電力を購入する契約が、企業の自己使用の予想で保有されているかどうかを具体的に扱うために、IFRS第9号に適用指針を追加した。
- 本修正は、企業がIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、変動する名目数量の自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する場合、変動する名目数量の電力をヘッジ対象として指定することも認めている。
- IASBは、IFRS第7号に補完的な開示要求を追加することを決定した。
- 本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度から発効し、早期適用が認められる。
- 自己使用の免除の修正は、適用開始日における事実と状況を用いて、IAS第8号に従って遡及的に適用することが要求される。
- ヘッジ会計の要求事項の修正は、適用開始日以後に指定される新たなヘッジ関係について将来に向かって適用することが要求される。

背景

利害関係者は、IFRS第9号の要求事項を再生可能エネルギーを購入する物理的引渡し契約に適用する場合に、企業が適用上の課題に直面することを指摘していた。これは以下の理由による。

- 再生可能電力の源泉の特徴と、電力が販売される市場の設計及び運営
- 参照する生産施設から生産される電力を生産された時点で購入することを購入者に義務付ける（一般にフィジカル電力購入契約（PPAs）と呼ばれる）という生産量買取（pay-as-produced）の特徴、及び購入者が生産された電力量が生産時における購入者の電力需要と一致しないリスクのほとんどすべてに晒される。

利害関係者は、企業が「バーチャルPPAs」、すなわち参照する生産施設から生産される電力量について実勢市場価格と契約上合意された価格との差額の純額決済を必要とするPPAsに対してどのように会計処理するかについても、IASBが検討することを要請した。

IASBは、この問題を議論し、2024年5月に公開草案「再生可能電力に係る契約」（ED）を公表した。IASBは、EDについて受け取ったコメントを検討した後、これらの修正を最終化することを決定した。

修正点

範囲

本修正は、自然依存電力を参照する契約に適用される。これらの契約は、電力が統制できない自然条件に依存する源泉から生成されるため、企業が基礎となる電力量の変動性に晒されるという契約上の特徴によって特徴付けられる。この変動性は、通常、太陽光及び風力のような再生可能な電力の源泉に関連している。自然依存電

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイト参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/newsletters/igaap-in-focus/2025/ppa-amendments>)

力を参照する契約には、自然依存電力を購入又は販売する契約と、そのような電力を参照する金融商品の両方が含まれる。

見解

IASBは、本修正を他の種類の電力契約に拡張するかどうかも検討した。しかし、利害関係者は、他の種類の契約に対して、上記の特徴を有する契約に対するものと同じ懸念を提起しなかった。したがって、IASBは、本修正の範囲を拡張しないことを決定した。

「自己使用」の免除

自然依存電力を参照する一部の契約では、発電時に企業が電力を購入し、引渡しを受けることが要求される。当該契約上の特徴により、企業は、電力を使用できない引渡し間隔中に電力を購入することが要求されるリスクに晒される。また、契約に基づいて電力が取引される電力市場の設計及び運用では、指定された時間内に未使用の電力量を売却することが要求されるため、企業は未使用の電力の売却を回避する実際上の能力を有していない可能性がある。新たな適用指針では、企業がIFRS第9号2.4項で自己使用の要求事項を適用する場合、当該売却は、企業の予想する使用の必要に従って保有している契約と必ずしも整合しないわけではないと規定している。企業は、契約期間中の電力の正味購入者であり、将来もそうであると予想する場合、予想する電力使用の必要に従ってそのような契約を締結し、引き続き保有する。企業は、電力を売却したのと同じ市場で未使用の電力の売却を相殺するのに十分な電力を購入する場合、電力の正味の購入者である。

見解

2名のIASBメンバーは、この自己使用免除の拡張に反対した。IFRS第9号に従って、企業は、現金（又は他の金融商品）で純額決済できる非金融商品項目を購入又は売却するデリバティブ契約を公正価値で測定することが要求される。ただし、当該非金融商品項目の受取り（又は引渡し）の目的が、企業の予想される使用（又は購入又は販売）の必要に従っている場合を除く。そのような契約の全部又は一部を純額決済する実務は、受取り時に容易に利用可能な市場で非金融商品項目を売却することを含め、企業の予想される使用に対する受取りの目的と整合しない。彼らの見解では、本修正は誤解を招く情報を生み出す可能性がある。なぜなら、たとえ企業が一定期間について、契約に基づいて引き渡される電力を使用せず、代わりに売却することを合理的な確実性をもって知っている場合であっても、企業はIFRS第9号の当該要求事項から免除されるからである。

企業が電力の正味の購入者であるかどうかを判断する際には、企業は、過去、現在、及び予想される将来の合理的な期間にわたる電力取引について、合理的で裏付け可能な情報（過度のコスト又は労力なしで入手可能）を考慮することが要求される。企業は、自然条件の季節的サイクルによる生成が予想される電力量の変動性、及び企業の事業サイクルによる電力需要の変動性を考慮して、「合理的な期間」を識別する。企業が正味の購入者であったかどうかを判断する際には、「合理的な期間」が12か月を超えることは認められない。

見解

IASBは、未使用の電力を売却する企業が少なくとも同量の電力を適切な時期に購入することを確保するための「合理的な期間」の要求事項を含めていた。IASBは、「合理的な期間」を短期間とすることを意図している。EDにおいて、IASBは、合理的な期間として1か月の例を挙げた。しかし、IASBは、電力生成の自然の源泉の季節サイクル及び企業の事業の周期性などの要因が、企業が購入により売却を相殺するのにかかる時間に影響を与える可能性がある」と指摘した。したがって、IASBは、最長12か月を設定することを決定し、これをフルサイクルと考えている。

ヘッジ会計の要求事項

自然依存電力を参照する一部の契約は、予定電力取引のヘッジ手段として指定される場合がある。本修正は、このようなヘッジ関係について、企業がヘッジ手段で参照されている発電設備によって提供されると予想される自然依存電力の変動量と合っている（aligned）予定電力取引の変動量をヘッジ対象として指定することを認めている。IFRS第9号の他のヘッジ会計の要求事項は、このようなヘッジ関係に引き続き適用される。

ヘッジ手段として指定された自然依存電力を参照する契約のキャッシュ・フローが、本修正に従ってヘッジ対象として指定された予定取引の発生を条件としている場合、この予定取引は可能性が非常に高いと推定される。

また、本修正では、IFRS第9号に新たに追加された要求事項に従って、企業が予定電力購入をキャッシュ・フロー・ヘッジの変動名目金額を有するヘッジ対象として指定するための1つの可能な方法を示す例も追加されている。

見解

IASBは、変動電力販売のヘッジにおいては、販売量と自然依存電力を参照する契約の対象となる電力量とは通常完全に合っており、経済的には数量のミスマッチを通じたヘッジの非有効部分は生じないため、数量の不確実性によるヘッジの非有効部分は生じないことを認識した。しかし、IASBは、予定

電力取引に対するヘッジの非有効部分は、特に電力の購入の場合、他の源泉から生じる可能性がある」と指摘した。したがって、本修正の下でヘッジの非有効部分を算定するために、企業は、実際の経済的影響を表すヘッジ対象とヘッジ手段の価格差異又はその他の差異の測定に含めることとなる。

見解

1名のIASBメンバーは、ヘッジ会計の要求事項の修正の拡張に反対した。このIASBメンバーの見解では、企業が自然依存電力を参照する契約の変動数量を指定することが認められるべきであるが、同様の経済的特徴を有する他の契約についてはそうすることを妨げるべきであるという原則に基づく理由はない。したがって、同氏は、ヘッジ会計の変更が要求される場合、これらはIFRS第9号の包括的な修正の一部として検討するべきであると考えている。

開示

本修正により、企業は、IFRS第9号の自己使用の要求事項を満たす自然依存電力の購入契約に関する情報を、財務諸表の単一の注記で開示することが要求される。特に、財務諸表の利用者が、これらの契約が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性、及び財務業績に及ぼす影響を理解できるような情報を、企業は開示することが要求される。これらの目的を達成するために、企業は以下を開示することが要求される。

- 企業を以下について晒す契約上の特徴に関する情報
 - 基礎となる電力量の変動性
 - 企業が電力を使用できない引渡し間隔中に電力を購入することが要求されるリスク
- 報告日時点の契約から生じる未認識のコミットメントに関する情報。以下が含まれる。
 - これらの契約に基づく電力の購入から生じる見積り将来キャッシュ・フロー
 - 契約が不利になる可能性があるかどうかを企業がどのように評価するのに関する定性的な情報（この評価を行う際に企業が使用する仮定を含む）
- 報告期間における企業の財務業績への影響に関する定性的及び定量的情報。特に以下の情報。
 - 契約に基づいて行われた電力の購入から生じるコスト。当該購入した電力のうち引渡しの時に未使用となった電力の量に関する情報を別個に開示する。
 - 未使用電力の売却から生じる収入
 - 未使用の電力の売却を相殺するために行う電力の購入から生じるコスト

企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係で指定された自然依存電力の購入又は販売契約について、IFRS第7号23A項に従ってヘッジ手段の契約条件について開示する情報を、リスク・カテゴリー別に分解することが要求

される。

企業が、(IFRS第9号の自己使用の免除を満たすかどうかに関わらず) 企業の電力購入に関して締結された自然依存電力を参照する他の契約に関する情報を財務諸表の他の注記に開示する場合、当該企業は、上記の単一の注記にそれらの注記への相互参照を含めることが要求される。

また、本修正には、開示要求を若干減少させたIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正が含まれる。

見解

EDにおいて、IASBは、企業が再生可能電力の契約条件を開示すること、及び純損益を通じて公正価値で測定されない再生可能電力の契約については、報告日における公正価値、又は契約の残存期間にわたり契約における販売者が販売すると見込んでいる又は販売者が購入すると見込んでいる再生可能電力の量のいずれかを開示することを企業に要求すべきであると提案した。利害関係者は、情報の一部が商業的機密であり、他の契約、事象又は取引に対して要求される情報と不釣り合いである可能性がある」と指摘した。さらに、これらの契約の公正価値の見積りは複雑であり、高いレベルの測定の不確実性の影響を受ける。したがって、IASBは、開示要求を上記のものに限定することを決定した。

発効日及び経過措置

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。

IFRS第9号における自己使用免除の修正は、適用開始日（企業が最初に本修正を適用する日）の事実と状況を用いてIAS第8号に従って遡及的に適用することが要求される。適用開始日は、報告期間の期首であり、年次報告期間以外の報告期間である場合がある。

企業は、これらの修正の適用を反映するために過去の期間を修正再表示することを要求されないが、事後的判断を使用せずにそうすることが可能な場合は、修正再表示することが認められる。企業が過去の期間を修正再表示しない場合、以前の帳簿価額とこれらの修正の適用開始日における帳簿価額との差額を、その報告期間の期首の期首剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識することが要求される。

自然依存電力を参照する契約が、自己使用の要求事項に対する修正を適用した結果としてIFRS第9号の適用範囲外となる場合、企業は、適用開始日において、IFRS第9号2.5項に従って、この契約を純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定を行うことが認められる。

企業は、ヘッジ会計の要求事項の修正を、適用開始日

以後に指定される新たなヘッジ関係に将来に向かって適用することが要求される。企業は、本修正に従って同じヘッジ手段が新たなヘッジ関係に指定される場合には、適用開始日において、自然依存電力を参照する契約が

ヘッジ手段として指定されているヘッジ関係を中止することが認められる。

以 上

国の会計と関連制度（17回目）

～国の予算制度の概要～

おさむら や か く
公認会計士 長村 彌角

国の予算が成立し、教育や防衛・警察、社会保障や公共インフラの整備・維持などが機能していることは、我々国民が安全・安心して生活していく上でも、極めて重要なことである。予算は、毎年12月に予算案の形で閣議決定され、翌年1月の通常国会で国会に提出され審議される。本稿が公表される2月下旬は令和7年度予算の国会審議の最中と思われる。そこで、予算の意義、国の予算編成・成立過程、さらにこれまでの予算変遷をテーマとして解説する。なお、予算には一般会計予算と特別会計予算があるが、本稿では一般会計予算を中心に取上げている。

いるが、これらの国の活動にはすべて活動原資となる資金が必要になる。予算とは、これらの国の一会計年度における活動原資としての経費を資金面から系統的に作成した計画である。

国の予算は、国の基本的な経費である一般会計予算と、特別の収入支出により特別の経理を行う特別会計予算からなり、予算の成立事由により、予算（当初予算）、補正予算、暫定予算に区分される。なお、一般会計予算は財政法の定めによるが、各特別会計において必要ある場合には財政法と異なる定めを設けることができ（財政法第45条）、一般会計と異なり財政法に完全に依拠しない場合がある。

1. 予算の意義

(1) 予算とは

国は様々な分野で国民の生活や経済活動に必要な活動、例えば、防衛、警察、教育、社会保障などを行って

(2) 予算と法律の相違

予算と法律は、いずれも国会の議決により成立するが、その成立要件及び基本的な効果には次のようにいくつかの相違点がある。

(図表1) 予算と法律の相違点

	予算	法律
衆議院と参議院で議決が異なる場合	衆議院と参議院の議決が異なった場合に、両院協議会によっても意見の一致を見ない場合には、衆議院の議決が国会の議決とされる（憲法第60条第2項）。	衆議院で可決後、参議院で異なった議決となった場合には、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決すれば法律として成立する（憲法第59条第2項）。
参議院で議決しない場合	参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会期間を除き30日以内に議決しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる（憲法第60条第2項）。	参議院が衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会期間を除き60日以内に議決しない場合には衆議院は参議院がその法律案を否決したとみなすことができる（憲法第59条第4項）。
提出権	予算の国会提出は内閣のみの権限（憲法第73条第5号）。	規定なし。
先議権	予算は衆議院に先に提出しなければならない（憲法第60条第1項）。	規定なし。
効果	内閣は毎会計年度の予算を作成し国会に提出し議決を経る（憲法第86条）ことになっており、予算は単年度のみの有効（予算の単年度主義）。	期間限定された法律を除き、基本的には永続的。

(出所：筆者作成)

2. 予算の内容

予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の5つからなる（財政法第16

条）。憲法では予算形式面は規定せず、財政法で定められている。

令和6年度一般会計予算（第213回国会（常会）提出）¹は、予算総則28ページ、歳入歳出予算57ページ、

¹ <https://www.bb.mof.go.jp/server/2024/dlpdf/DL202411001.pdf>

継続費4ページ、繰越明許費31ページ、国庫債務負担行為72ページから構成され、添付資料として一般会計歳入予算明細書、一般会計各省各庁予定経費要求書等が940ページ超ある。

(1) 予算総則（財政法第22条）

予算総則は、毎会計年度の予算執行上の基本的事項などについて国会議決を経るための形式であり、歳入歳出

予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定のほか、毎会計年度の公債の発行限度額や借入金の限度額、公共事業費の範囲、国庫債務負担行為の限度額、予算の執行に関して必要な事項などに加え、政令で定める事項（予算決算及び会計令（以下、予決令という）第15条）について、一般会計予算、特別会計予算それぞれ条文形式で作成している。

(図表2) 令和6年度一般会計予算の予算総則（一部抜粋）

令和6年度一般会計予算	
予算総則	
(歳入歳出予算)	
第1条 令和6年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ112,571,688,422千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。	
(継続費)	
第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。	
(繰越明許費)	
第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。	
(国庫債務負担行為)	
第4条 「財政法」第15条第1項の規定により令和6年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。	
(歳入歳出予算等の内訳)	
第5条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。	
(公債発行の限度額)	
第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和6年度において公債を発行することができる限度額は、6,579,000,000千円とする。	
2 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和6年度において公債を発行することができる限度額は、28,870,000,000千円とする。	

(出所：令和6年度一般会計予算)

(2) 歳入歳出予算（財政法第23条）

一般会計予算書内の歳入予算及び歳出予算は、その収入及び支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内において歳入は性質別に「部」「款」「項」に区分し、歳出は目的別に「項」に区分されている。さらに、一般会計予算書内添付の一般会計歳入予算明細書及び一般会計各省各庁予定経費要求書等では、それぞれ「目」の区分が追加されている。

(図表3) 歳入歳出予算区分の国会議決要否

予算区分	歳入	歳出
組織	国会議決 要	国会議決 要
→部	国会議決 要	—
→款	国会議決 要	—
→項	国会議決 要	国会議決 要
→目	国会議決 不要	国会議決 不要

(出所：筆者作成)

国会が歳出を審議するにあたっては、その歳出原資である歳入の予定、歳入の確実性を合わせて審議すること

で、歳出自体の当否を確認する必要がある。そのため、歳入と歳出がセットで予算に計上される。

① 歳入予算

歳入予算は、会計年度における歳入の資金的裏付けである歳入の見積もりを示すものにすぎない。したがって、歳入予算の議決をもって内閣が租税の徴収権限を得たり、徴収義務を負うものではなく、歳入の徴収は、あくまでも法律を根拠とする。これは、憲法第84条が次のように定めていることから導かれる解釈とされている。

憲法第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

結果として歳入が不足し予定した歳出に支障が生じる場合には、内閣は憲法上許容される範囲で別の財源を調達するか、歳出を抑えることになる。

② 歳出予算

歳出予算は、内閣に予算の支出権限と債務負担権限を付与するものであるが、歳出予算の範囲を超えては、1

円であっても支出することはできない。

憲法第85条

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

憲法第86条

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

また、歳出予算は、歳出の目的別に設定された「項」の単位で国会の議決を経ているため、仮に「項」単位で未使用残額が生じたとしても「項」の単位を超過して支出することはできず、翌年度に使用することもできない。

財政法第2条第4項

歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

(3) 継続費（財政法第14条の2、第43条の2）

継続費は、国が、工事や製造などの事業で完成までに数年度を要するものについて、特に必要がある場合に経費の総額と当該要する年度（年数）による年割額について、あらかじめ国会議決を経ることにより数年度にわたる債務負担と合わせて支出権限が付与される経費である。数年度にわたる事業を継続して円滑に実施するために設けられ、各年度の支出権限は年割額の範囲で与えられるが、年割額のうち当該年度に支出しなかった部分については、事業の完成年度まで繰り越して使用することができる。継続費の期間は原則5年以内とされているが、国会の議決により延長することができる。

財政法第14条の2

国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたって支出することができる。

② 前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

③ 前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

④ 前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

財政法第43条の2

継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかったものは、第42条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

なお、近年の継続費予算は防衛省（防衛本省）のみであり、令和6年度の内訳は令和2年度潜水艦建造費をはじめ潜水艦と警備艦の建造費であり、令和6年度一般会

計予算では過年度に議決され支出された額も含めて1兆2,461億円が継続費として記載されている。

(4) 繰越明許費

（財政法第14条の3、第43条の3）

繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由によって年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰越使用することができる経費である。性質上年度内に支出が終わらない見込みのあるケースとしては、例えば建築工事や交渉による土地取得などで、契約相手方が例えば災害等の自然条件による制約や社会的な条件（制約）などにより資材や土地の調達（取得）ができずに事業完了せず、よって支払いがされない見込みのある場合が考えられる。

財政法第14条の3

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

令和6年度一般会計予算の繰越明許費としては、施設施工庁費や補助金、ワクチン購入費など幅広く承認されている。また各府省とも共通して、令和5年度からの定年延長を根拠とした「退職手当（定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。）」が計上されている。

(5) 国庫債務負担行為

（憲法第85条、財政法第15条、第26条）

憲法では、国費の支出をする場合と国が債務を負担する場合には国会の議決が要するとし（憲法第85条）、国費の支出と債務の負担を別の行為としている。この債務の負担とは、当年度もしくは将来年度に国費を支出する義務を負担する行為であり、例えば複数年度にわたる機器の賃借（リース）などである。一方で、国が債務保証をする場合のように、必ずしも現時点では支出を伴わずに目的自体を達成できる場合も含まれる。

国庫債務負担行為は、憲法にその議決方法に具体的な定めがなく、法律、予算、条約その他の形式が認められる。財政法第15条では、法律、歳出予算の金額、継続費の総額の範囲以外で国が債務を負担する場合に国会の議決を義務付け（これを、特定議決による国庫債務負担行為という）、その他災害復旧などの緊急の必要のある場合には国会の議決の範囲内で債務を負担できる（これを、非特定議決による国庫債務負担行為という）としており、これらを「国庫債務負担行為」と呼んでいる。

財政法第15条

法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

② 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。 ③ 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。 ④ 第二項の規定により国が債務を負担した行為については、次の常会において国会に報告しなければならない。 ⑤ 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。	財政法第26条 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。 国庫債務負担行為により支出できる年限は5年以内とされているが、国会の議決により延長することができ、PFI（Private Finance Initiative）などが例外的に5年を超えて認められている。なお、国庫債務負担行為により認められた負担を内閣が実際に支出をするためには、改めて各年度の歳出予算に計上し国会から内閣が支出権限を付与されるか、予備費を使用して支出し国会の事後承諾を求めることになる。 特定議決による国庫債務負担行為は国庫債務負担行為の予算により、非特定議決による国庫債務負担行為は予算総則内に定められている。
--	---

(図表4) 国庫債務負担行為（特定議決）の例（令和6年度一般会計予算丁号国庫債務負担行為）

丁号 国庫債務負担行為										
所	管	組	織	事	項	限 度 額(千円)	行 為 年 度	国庫の負担 となる年度	事 由	
皇			費	医療機器借入れ等		84,346	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	
				皇室施設公開業務		63,330	令和6年度	令和6年度及び令和7年度		
				皇室施設整備		6,139,862	令和6年度	令和6年度以降3箇年度以内		
国	会	衆	議	院	衆議院職員採用試験 問題作成等業務		22,672	令和6年度	令和6年度及び令和7年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
					電子計算機等借入れ		849,337	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	

(出所：令和6年度一般会計)

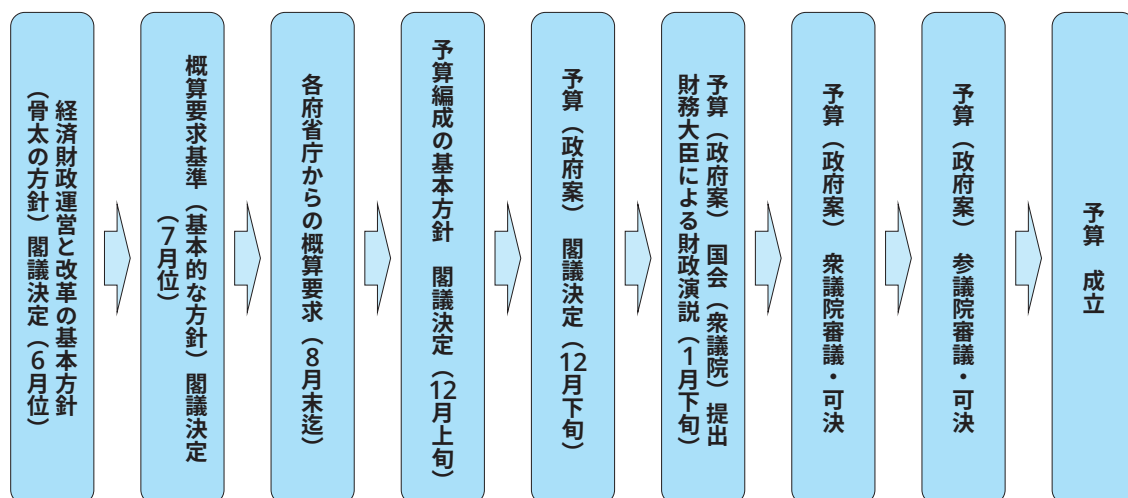
なお、非特定決議の国庫債務負担行為は、令和6年度一般会計予算の予算総則には次のように記載されている。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額) 第9条 「財政法」第15条第2項の規定により令和6年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

3. 予算編成

各年度の予算は、予算編成のための方針（国の財政運営の方針）を決め、その後各府省庁より概算額が提出され、査定を経て政府案を閣議決定、国会審議という流れになる。

(図表5) 予算成立までの流れ



(出所：筆者作成)

(1) 経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針)

予算を編成するには編成方針が必要となる。現在では、政府の経済財政政策に関する基本的な方針、経済、財政、行政、社会などの各分野における改革の重要性と方向性が示される「経済財政運営と改革の基本方針²」、いわゆる「骨太の方針」がこの編成方針に該当する。「骨太の方針」は内閣総理大臣が経済財政諮問会議³に諮問し、同会議の審議・答申を経て閣議決定（概ね毎年度6月）される。

(2) 概算要求基準

「骨太の方針」に基づき、各年度予算の概算要求について基本的な方針が閣議了解され示される（概ね毎年度7月）。当基本的な方針は、各府省庁の概算要求の段階で優先順位を付けた効率的な要求を促す重要な役割を持っている。

令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和5年7月25日：閣議了解）⁴

令和6年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定。以下「基本方針2023」という。）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定。以下「基本方針2021」という。）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

これらを踏まえ、令和6年度予算の概算要求については、具体的には下記により行う
記（略）

(3) 概算要求

(財政法第17条第1項、第2項、予決令第8条)

各府省庁は、「骨太の方針」、国の施策の方向性やそれに伴う予算方針、役割などを確認し、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積もりに関する書類（概算要求書）を作成する。

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は内閣に（財政法第17条第1項）、内閣総理大臣及び各省大臣は財務大臣に（財政法第17条第2項）、8月末までに（予決令第8条）概算要求書を送付する（予算要求）。概算要求書の提出について衆議院議長等が各府省庁と区分されているのは、衆議院等の内閣から独立した機関に対する財政上の独立性を根拠としている（憲法第41条、第76条、第90条、国会法第32条、裁判所法第83条、会計検査院法第1条）。

各府省庁では、財務省等に提出、送付した概算要求書をホームページで公開しており、財務省のホームページでは各府省庁のリンクが設定されている。また、財務省のホームページでは、年度別に、一般会計⁵、特別会計⁶、政策評価調査⁷にリンクが設定されている。

(4) 概算の作成・閣議決定

(財政法第18条、第19条)

9月に入り、財務省は各府省庁からの概算要求書をもとに本格的に予算編成作業を開始する。この予算編成作

² <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/honebuto-index.html>

³ <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/index.html>

⁴ <https://www.mof.go.jp/policy/budget/sy230725c.pdf>

⁵ https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/2024yokyuippan_link.html

⁶ https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/2024yokuyutokkai.html

⁷ https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/2024seisakuhyoka_link.html

業にあたり財務大臣は、概算要求書の内容の検討にあたり必要な調整を行う（予算査定）。予算査定は毎年度9月から12月にかけて実施され、各府省庁から概算についての詳細をヒアリングし、必要書類の提出を求め、個別経費を査定していく。

財務大臣はこれらの調整ののち、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算（政府案）を作成し閣議決定を経る（概ね毎年度12月）（財政法第18条）。内閣は概算（政府案）において衆議院等の独立機関の歳出予算を減額した場合には、国会が歳出予算を修正する場合に必要な財源を示す（付記する）こととしており、「二重予算」とも言われる。なお、国会に独立機関の歳出予算の調整を最終的に委ねている（財政法第19条）が、歳出見積りが減額されたのは昭和27年予算の裁判所に関する事例のみであり、裁判所側が予算審議の中で原案を取り下げたため、実質的に付記には至っていない。

(5) 予算の作成・決定（財政法第20条、第21条）

概算（政府案）の閣議決定を受け、衆議院等の独立機関及び各府省庁の長は、閣議決定された概算の範囲内で、予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し財務大臣に送付し、財務大臣は閣議決定に基づいて歳入予算明細を作成する（財政法第20条）。

これらの書類に基づき財務大臣は予算を作成し、予算の政府案⁸として閣議決定（概ね毎年度12月）を経る（財政法第21条）。

(6) 予算（政府案）の国会提出

（国会法第2条、財政法第27条、第28条）

閣議決定された予算（政府案）は、内閣により国会に提出される。予算（政府案）は、毎年1月に召集される通常国会に提出するのが常例とされている（財政法第27条、第28条）。これは、国会法第2条で、常会は毎年1月に召集するのを常例とするとされていることを踏まえている。

国会法第2条

常会は、毎年1月中に召集するのを常例とする。

(7) 国会審議（憲法第60条）

予算（政府案）は衆議院に先に提出される（衆議院の予算先議権）。その後、衆議院本会議において予算審議にあたって、財務大臣より財政政策の基本的な考え方や予算の概要についての説明「財政演説⁹」が行われ、同日、参議院においても同様に財政演説が行われる。その

後、予算審議に入る。

憲法第60条

予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

予算が先に衆議院に提出され審議されるのは、衆議院の任期は4年であり解散もあるため、国民の意見を反映する機会が参議院よりも多いことが理由である。

衆議院に提出された予算は、予算委員会に付託され予算全般について審議されるが、審議の必要に応じて各府省庁等の分科会に分かれて行われる。また、総予算や重要な歳入法案については、利害関係者や学識経験者等から意見を聞く公聴会を開催しなければならないとされている（国会法第51条第2項）。予備審査のために、衆議院に予算が提出された後5日以内に、参議院にも提出される（国会法第58条）。

(8) 予算の議決（憲法第60条）

衆議院では、予算委員会による審議・採決の後、本会議において予算委員長から予算審議経過と委員会での審議結果が報告され、討論・議決に入る。予算は、衆議院で議決された後、参議院に送付され、衆議院と概ね同様に予算委員会による審議・議決を経て本会議で議決される。このように、衆議院と参議院の議決を経て予算が成立する。

一方で、仮に衆議院と参議院の議決内容が異なつた場合（例えば、衆議院で可決された予算を参議院が否決したり、修正可決したような場合）には両議院の協議会を開催し妥協案などの協議がなされるが、これによっても両議院の意見の一致を見ない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる（予算の議決に関する衆議院の優越）。なお、この衆議院の優越は、参議院が衆議院の可決した予算を受け取ったのち、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しない場合にも適用される（予算の自然成立）。すなわち、衆議院で可決した予算は、両議院の協議会で見直されない限り、参議院が受け取って後30日（国会休会期間を除く）には成立することになる。

(9) 過年度の予算成立過程

実際に、令和4年度予算以降の成立までに日程は次のとおりであり、補正予算を除き、ほぼ同様の日程で予算編成～国会審議が進められていることが分かる。

⁸ https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html

⁹ https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/fiscal_policy_speech/20240130.html

(図表6) 予算成立までの日程 (実績)

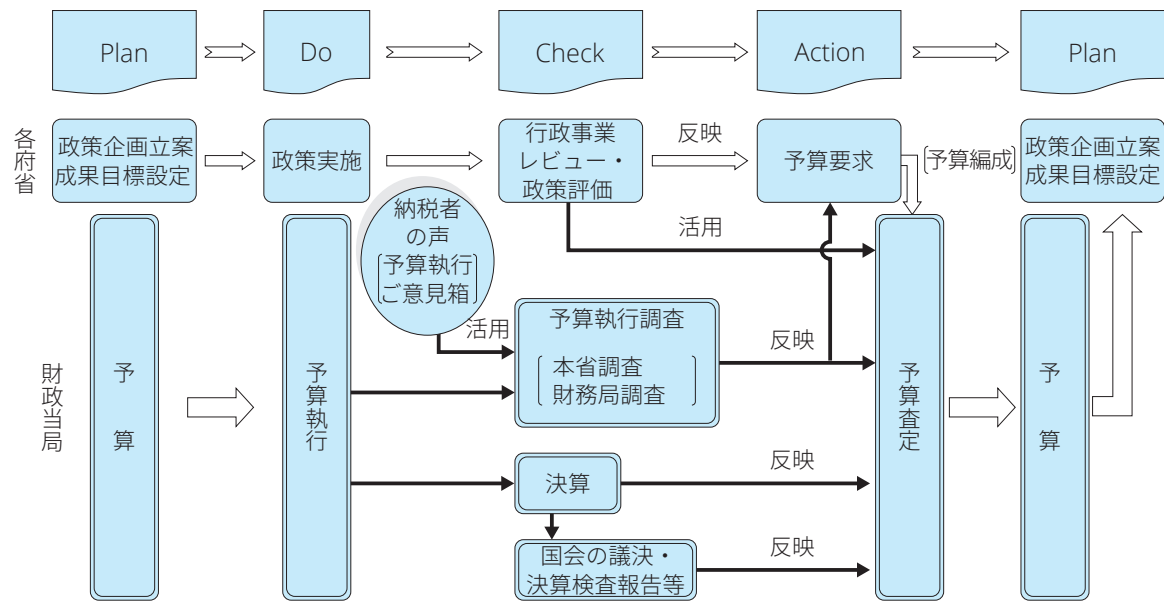
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）の閣議決定	令和3年6月18日	令和4年6月7日	令和5年6月16日	令和6年6月21日
概算要求基準（基本的な方針）の閣議了解	令和3年7月7日	令和4年7月29日	令和5年7月25日	令和6年7月29日
概算要求	予決令第8条により、8月31日期日			
予算編成の基本方針（閣議決定）	令和3年12月3日	令和4年12月2日	令和5年12月8日	令和6年12月6日
予算（政府案）の閣議決定	令和3年12月24日	令和4年12月23日	令和5年12月22日 （概算変更令和6年1月16日）	令和6年12月27日
予算（政府案）の国会提出	令和4年1月17日	令和5年1月23日	令和6年1月26日	令和7年1月24日
財務大臣による財政演説	同上	同上	同上	同上
衆議院可決	令和4年2月22日	令和5年2月28日	令和6年3月2日	（本稿執筆時点で未了）
参議院可決	令和4年3月22日	令和5年3月28日	令和6年3月28日	（本稿執筆時点で未了）
補正予算（政府案）の閣議決定	令和4年5月17日 【令和4年11月8日】	令和5年11月10日	令和6年11月29日	
補正予算（政府案）国会提出	令和4年5月25日 【令和4年11月21日】	令和5年11月20日	令和6年12月9日	
衆議院可決	令和4年5月27日 【令和4年11月29日】	令和5年11月24日	令和6年12月12日	
参議院可決	令和4年5月31日 【令和4年12月2日】	令和5年11月29日	令和6年12月17日	

（注）【 】は2次補正予算
（出所：筆者作成）

(10) 行政事業レビュー等の予算編成への反映

各府省庁の予算編成過程におけるPDCAの取組として、行政事業レビュー等の活用に加え、国会の議決や会計検査院による決算検査報告等、予算執行調査、政策評価の結果などが反映される。

(図表7) 予算編成におけるPDCAの活用



(出所：財務省HP¹⁰)

① 行政事業レビューの予算編成への活用

予算編成では、約5,500の予算事業について実施される行政事業レビューについて、各府省庁での予算作成時点において反映される。また、行政改革推進会議において実施される秋の年次公開検証（秋のレビュー）での指摘事項も反映されている。

行政事業レビュー点検結果の翌年度予算概算要求への反映状況については、RSシステム（行政事業レビュー見える化サイト）¹¹において、府省庁別に行政事業レビュー点検結果の翌年度予算概算要求への反映状況として、予算事業単位で公表されている。

② 国会議決等の予算編成への反映

行政事業レビューのほか、国会の議決、会計検査院による指摘、予算執行調査及び政策評価結果も予算編成に当たり考慮され反映される。

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査し改善点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組みである。「予算執行調査の反映状況（令和7年度予算政府案）令和7年1月財務省主計局¹²」によれば、令和6年度に実施した予算執行状況調査の結果、31件でおよそ△42億円の反映がある。また、過年度に実施した予算執行調査においても6件△9億円の反映がある。

¹⁰ https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/gaiyou.htm

¹¹ <https://rssystem.go.jp/sheets/2024>

¹² https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/0701a.pdf

(図表8) 国会の議決等の予算編成への反映 (令和7年度予算政府案)

予算編成におけるPDCAサイクルの取組 (ポイント)

I. 国会の議決・決算検査報告等の反映状況

- ▶ 決算に関する国会の議決については、審議の内容等を踏まえ、的確に反映。
〈例〉 滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化等を進めるとともに、航空機の離着陸に係る監視体制の強化を図るため、離着陸調整担当を新設するなど航空管制官の人的体制の強化・拡充に取り組むこととした。
【国土交通省】【反映額：46億円 (うち令和6年度補正予算 (第1号)：27億円)】
- ▶ 会計検査院の指摘については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し。
〈例〉 独立行政法人農林漁業信用基金が行う貸付けの規模を見直し、過大となる貸付金に相当する政府出資金を国庫納付する予定。
【農林水産省】【反映額：109億円 (歳入)】
- ▶ 決算結果を踏まえ、個々の予算の内容等を厳正に見直し。
〈例〉 住宅・建築物需給一体化型等省エネルギー投資促進事業の執行状況を踏まえ、実績単価等を予算積算に適切に反映することにより、所要額の見直しを行った。【経済産業省】【反映額：▲3億円】

II. 予算執行調査の反映状況

- ▶ 令和6年度予算執行調査については、31件の調査を実施。
- ▶ 調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。
〈例〉 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業について、データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえ、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられることから、令和6年度で予算措置を終了することとした。【総務省】【反映額：▲3億円】

III. 政策評価の結果の反映状況

- ▶ 各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の検証を行い、的確に反映。
〈例〉 農山漁村発イノベーション推進事業のうち地域活性化型について、地域の活動計画の策定や専門的スキルを持つ外部人材の活用等を支援しているが、外部人材の活用が低調となっていることから、新規採択件数を精査することにより予算額を縮減した。
【農林水産省】【反映額：▲0.5億円】

(出所：予算編成におけるPDCAサイクルの取組 (令和7年度予算政府案) 令和7年1月財務省主計局¹³⁾)

4. 予備費と補正予算

予算は、予算編成時の状況や資料に基づき将来をできる限り正確に見積もることにより作成されるが、予算が執行されるタイミングでは国民経済状況の変化や災害などにより状況が変わり、予算編成時には予見できなかった経費の不足や新たな経費が必要となることがある。

このような状況へ対応するため予算には「予備費」が計上され、不測の事態などへの対応が柔軟にできるようになっている。また、予算自体の変更 (予算の追加や修正) が必要になる場合には予備費での対応はできず、予算自体を見直すことになる。これを「補正予算」という。

(1) 予備費

(憲法第87条、財政法第24条、第35条、第36条)

予備費は憲法及び財政法に基づく。

憲法第87条

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべての予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

財政法第24条

予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。

災害等の緊急事態や時々には生じる想定外の事態に機動的に対応できるようにするために、憲法は予備費の制度を設け、内閣の責任で支出することを認めている。また、予備費は歳出予算のひとつとして計上されるが、予算のように「項」単位で具体的な内容は設定されない。予備費は財務大臣が管理することとされ、各府省庁の長は予備費の使用が必要な場合には、理由、金額、積算基礎などを明らかにした調書を作成し財務大臣に送付し、財務大臣は閣議決定を求める。一方で、財務大臣があらかじめ閣議決定を経て指定した経費については、改めて閣議決定を必要としない。

予備費は具体的な使途や金額について事前に国会審議を経ていないため、予備費を使用した場合には、各府省庁の長は調書を作成し、次の国会の常会開催後ただちに財務大臣に送付し、財務大臣はこれを取りまとめ総調書を作成する。内閣は調書及び総調書を国会に提出し承諾を求めることになる。内閣に付与された予備費使用の責任は、この事後的な国会承諾により解除される (財政法第35条、第36条)。

13 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/29.pdf

(図表9) 令和6年度の一般会計予備費使用状況

(単位：億円)

	内容	使用額	予算残額
令和6年4月1日	年度当初予算額	－	10,000
令和6年4月23日閣議決定	災害関連経費（内閣府など7府省：能登半島地震対応）	1,389	8,601
	一般経費（総務省：衆議院議員補欠選挙に必要な経費）	8	
令和6年6月28日閣議決定	災害関連経費（内閣府など7府省：能登半島地震対応）	1,396	7,205
令和6年9月10日閣議決定	災害関連経費（厚生労働省など3省：能登半島地震対応）	1,087	6,118
令和6年10月11日閣議決定	災害関連経費（内閣府など4府省：能登半島地震対応）	509	4,792
	一般経費（総務省：衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費803億円など）	1,325	
令和6年10月18日閣議決定	一般経費（総務省：岩手県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費）	6	4,786
令和6年11月22日閣議決定	皇室費（故崇仁親王妃の喪儀に必要な経費）	3	4,783
令和6年12月10日財務大臣決定	一般経費（法務省：訟務費の不足を補うために必要な経費）	54	4,728

(出所：財務省HP¹⁴より筆者作成)

(2) 補正予算（財政法第29条）

補正予算は、財政法を根拠とする。

財政法第29条
内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。
一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合
二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

補正予算が作成できる場合は、予算の追加、追加以外の変更の2ケースに限られている。予算の追加とは歳出経費予算の増額や新たな「項」の新設、継続費の年割額

の増額などであり、追加以外の変更とは反対に歳出経費予算等の減額である。

補正予算の作成は義務ではなく「できる」規定とされているが、作成する場合には予算作成の手續に準じる必要があり、国会の承認も必要になる。補正予算が成立した場合には、当初の予算と一体の予算（補正後予算）として執行される。補正予算は1回目の補正予算を第1号、以降2回目は第2号のように呼ぶ。財務省HP¹⁵で確認できる平成11年度予算以降では、補正予算が提出、成立していない年度はない。

令和6年度の補正予算は、令和6年12月17日に成立した。その主な内容は、経済対策関係経費追加13兆9,310億円、地方交付税交付金追加1兆398億円、既定経費の減額1兆6,302億円などにより13兆9,432億円の増額となっている。

14 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/fy2024.html

15 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/index.html

(図表10) 令和6年度補正予算(第1号)の概要(経済対策関係経費)

令和6年度補正予算(第1号)の概要

I. 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～	57,505億円
1. 賃上げ環境の整備 ～足元の賃上げに向けて～	9,127億円
○ 最低賃金引上げに対応する生産性向上支援〔297億円〕	
○ 中小企業の大規模設備投資、高付加価値化のための設備投資、IT導入等の支援〔3,400億円〕	
○ 中堅・中小企業の省力化に向けた工場等の拠点新設や大規模な設備投資の支援〔1,400億円〕	
○ 医療・介護・障害福祉現場の生産性向上・職場環境改善等の支援〔2,304億円〕	
○ 足元の経営状況の急変に直面する医療機関への支援〔483億円〕	等
2. 新たな地方創生施策(「地方創生2.0」)の展開 ～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～	18,406億円
○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金〔1,000億円〕	
○ 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障の強化〔3,037億円〕	
○ 地域における少子化対策の取組への支援〔95億円〕	
○ 地方誘客促進によるインバウンド拡大、観光地・観光産業の再生・高付加価値化〔538億円〕	
○ 文化・芸術分野のクリエイター支援〔190億円〕	○ 国立劇場の再整備〔200億円〕
○ 地方交付税交付金(出口ベース(債務償還分を除く))の増額〔7,926億円〕	等
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現 ～将来の賃金・所得の増加に向けて～	29,971億円
○ 量子コンピュータ・量子暗号技術等〔543億円〕	○ 後発医薬品安定供給支援〔90億円〕
○ 創業支援〔462億円〕	○ 宇宙戦略基金〔3,000億円〕
○ Beyond 5G研究開発〔357億円〕	
○ 大型研究施設の開発・高度化(ポスト富岳、SPRING-8-II等)〔248億円〕	
○ 地域脱炭素推進交付金〔365億円〕	○ レアメタルや銅の供給源の多角化支援〔922億円〕
○ 「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく支援〔13,054億円〕	
※ 特別会計分及び既存基金の活用とあわせ1.6兆円規模	等
II. 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～	33,897億円
1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応	31,427億円
○ 重点支援地方交付金〔低所得世帯向け給付金:4,908億円、推奨事業メニュー分:6,000億円〕	

○ 冬期の電気・ガス料金負担軽減〔3,194億円〕	○ 燃料油価格激変緩和措置〔10,324億円〕	等
○ 「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金〔6,443億円〕		
2. エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現	2,469億円	
○ 家庭・住宅の省エネ・再エネの推進〔1,809億円〕(特別会計分とあわせ4,239億円)		
○ クリーンエネルギー自動車の導入支援〔360億円〕(特別会計分とあわせ1,860億円)		等
III. 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～	47,909億円	
1. 自然災害からの復旧・復興	6,677億円	
○ 能登地域の復旧・復興(なりわい支援、災害廃棄物処理の加速化等)〔2,684億円〕		
○ 公共土木施設等の復旧等〔4,628億円〕(能登地域の復旧・復興分を含む)		等
2. 防災・減災及び国土強靱化の推進	19,584億円	
○ 防災体制の抜本強化(新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用)		
○ 線状降水帯・台風の予測精度の向上(気象庁の機能強化)〔451億円〕		
○ 公立学校施設の整備(体育館の空調整備〔779億円〕を含む)〔2,076億円〕		
○ 防災・減災、国土強靱化対策(公共事業関係費)〔14,063億円〕(公共事業関係費全体で2.4兆円(一部特別会計*))		等
3. 外交・安全保障環境の変化への対応	14,090億円	
○ グローバルサウスとの連携強化〔2,650億円〕	○ ウクライナ・周辺国の支援ニーズへの対応〔269億円〕	
○ 官民のサイバーセキュリティ対策の強化〔395億円〕		
○ 海上保安能力の強化〔912億円*〕	○ 自衛隊等の安全保障環境の変化への的確な対応等〔8,268億円〕	等
4. 「誰一人取り残されない社会」の実現	7,558億円	
○ 防犯体制の強化〔19億円〕(あわせて、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用)		
○ こども・子育て支援(保育士等の処遇改善、こどもの貧困対策等)〔2,206億円〕(特別会計分とあわせ3,185億円)		
○ 旧優生保護法関係の補償金等の支給〔878億円〕		等
■ 一般会計補正予算の追加歳出	139,310億円	
	(その他特別会計分 8,861億円)	

*他の柱に整理されている事業も含んだ金額
(出所:財務省HP¹⁶⁾)

(3) 予備費と補正予算の関係

予備費は、予見し難い予算の不足への対応であり、補正予算は予算作成後に生じた事由を条件とする対応であり、いずれも予算編成時の想定外事由への対応である。

16 https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/hosei241129c.pdf

一方、予備費も補正予算もともに「できる」規定である点（財政法第24条、第29条）から、予備費を使用するか補正予算を提出するか法令上は明確な区別がないため、いずれの方法を選択するかは内閣に委ねられていると解釈されている。ただし、予備費は予算自体の追加や変更を伴うものではないため、このような場合には補正予算を選択しなければならない。

② 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

5. 暫定予算（財政法第30条）

国の経済活動は一日も休むことなく行われており、国の活動の裏付けとなる予算も、空白を生むことなく、会計年度開始である4月1日までに成立している必要がある。しかしながら、様々な要因により成立しないことはあり得るため、4月1日以降予算成立の日までの期間に必要な経費の支出に充てるための制度的な応急措置が必要であり、この応急措置としての予算を「暫定予算」という。

財政法第30条

内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

暫定予算は予算が成立するまでのつなぎであるため、予算が成立するまでは何回でも提出され、暫定予算を補正するという形をとる。予算が成立すると暫定予算は失効し、暫定予算に基づき支出された経費等は予算に基づいて実施されたものとみなされ、予算に取り込まれる。暫定予算は予算の空白に備えるものであるため、国会審議に時間を要するような新規施策は計上しないとの考え方で編成されている。

最近では、平成24年度予算、平成25年度予算及び平成27年度予算に関して暫定予算が提出され成立している。平成27年度の暫定予算は平成27年3月27日に閣議決定、国会提出され、平成27年3月30日に成立している。平成26年11月21日に衆議院が解散され予算の国会提出が平成27年2月12日と遅れたことを受けたもので、その後、予算は平成27年4月9日に成立した。なお、平成27年度の暫定予算の編成方針は、次のとおりであった。

平成27年度暫定予算編成要領

27. 3. 27

平成27年4月1日から11月までの期間に係る暫定予算を次により編成する。

第一 一般会計

1. 歳 出

暫定予算期間（以下「期間」という。）中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上する。

なお、期間中に特に措置する必要があるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しない。

また、公共事業関係費については、新規発生災害に係る直轄災害復旧事業費、直轄の維持修繕費等について期間中における所要額を計上する。

2. 歳 入

税収及びその他収入についての期間中の収入見込額を計上する。

第二 特別会計及び政府関係機関

特別会計及び政府関係機関については、一般会計に準ずる。

（出所：平成27年度一般会計歳入歳出暫定予算概算より抜粋¹⁷⁾

¹⁷⁾ https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/h27_zantei01.pdf

6. 一般会計の規模の推移

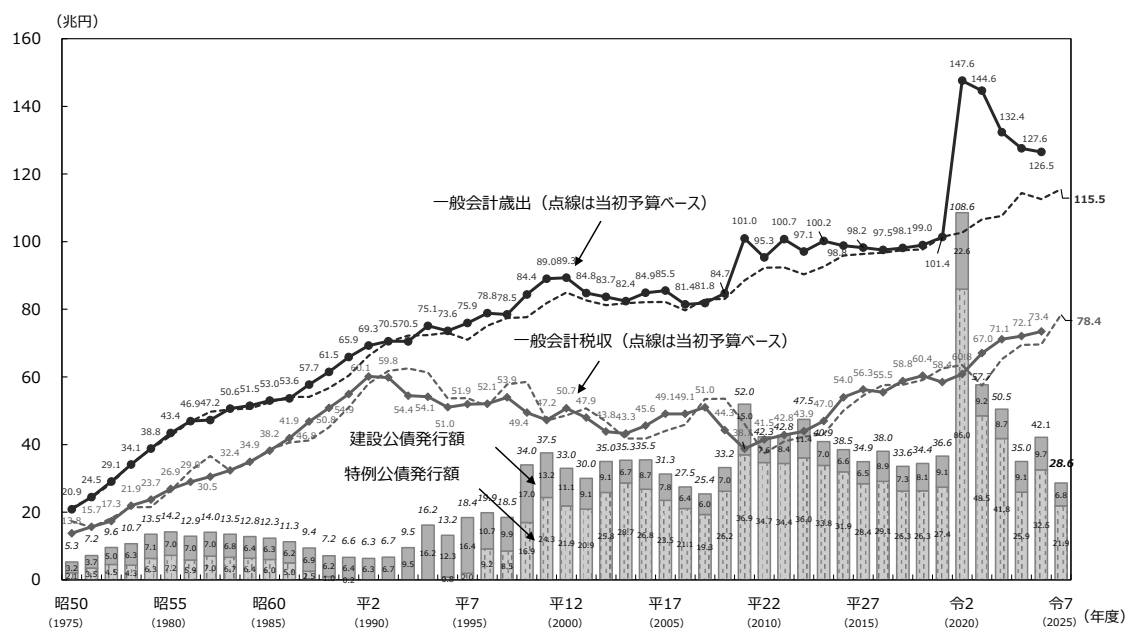
(1) 昭和50年以降の推移

国の一般会計の規模は、昭和50年度の歳出決算額20.9兆円から令和7年度歳出予算額（案）115.5兆円と

約5.5倍、歳入のうち税収は昭和50年度の13.8兆円から令和7年度予算額（案）78.4兆円と約5.7倍程度である。歳出に対して歳入のうち税収で賄えない部分は、多くを公債に拠っている。

（図表11）一般会計税収、公債発行額、歳出総額の推移

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



（注1）令和5年度までは決算、令和6年度は補正後予算、令和7年度は政府案による。点線は当初予算ベース。
（注2）公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支える財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

（出所：令和7年度予算のポイント¹⁸）

図表11からわかるように、一般会計歳出は増加傾向にある。一方で、バブル崩壊や景気後退により、税収は平成2年度の60.1兆円をピークに下落・低迷していたが、平成26年度のおよそ54.0兆円を超える税収から上昇基調にあり、令和に入り、やっと平成2年度税収を安定して上回る状況に戻っている。その間の財源不足は特例国債で賄われており、景気の回復による税収増を背景に平成25年度以降の特例国債発行は減少傾向にあったが、令和2年にはコロナ感染症への対応により一般会計歳出額（147.6兆円）、特例国債発行額（86.0兆円）ともに過去最高を記録した。

一般会計歳出額（決算額）は平成21年度に、2度の補正（平成21年補正予算第1号：経済危機対策関係経費14.6兆円、補正予算第2号：明日の安心と成長のための緊急経済対策7.2兆円、これらに伴う歳出の修正8.1兆円）を受け100兆円を超えて以降、100兆円前後で推移していた。平成31年度（令和元年度）に当初予算で100兆円を超えて以降、税収増加傾向もあり、令和7年度予算（政府案）は115兆超と右肩上がりとなっている。

る。

(2) 過去3年度の予算の推移

図表12のとおり、過去3年度の当初予算は、令和4年度107兆円、令和5年度114兆円（対前年度比6%増）、令和6年度112兆円（対前年度比2%減）と推移し、令和7年度の予算（政府案）は115兆円（対前年度比3%増）である。歳入とのバランスも考慮し、対前年度比では極端な増減は見られない。

なお、防衛関係費は令和4年度当初予算5.3兆円から令和5年度当初予算10.1兆円へと、89%増加している。これは新たな「防衛力整備計画」の初年度予算として、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」により創設された防衛力強化資金部分3.3兆円が令和5年度に予算化されたことによる。防衛力強化資金を除いた令和5年度の防衛関係費当初予算は6.7兆円であり、令和6年度当初予算は、これに比し1.1兆円（16.6%）増加し7.9兆円となっている。

¹⁸ https://www.mof.go.jp/policy/budget/budget_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/01.pdf

また、補正予算により令和4年度は当初予算比31兆円（26%）増の139兆円、令和5年度は当初予算比13兆円（12%）増の127兆円、令和6年度は13兆円（12%）増

の126兆円となり、いずれの年度も10兆円、当初予算比10%を超える補正が組まれている。

（図表12）過去3年度の前算の推移

（単位：億円）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度	
	当初予算① (第1号) ②	補正 (第1号) ②	補正増割合 (2/1) ③	補正 (第2号) ③	補正増 割合 (3/2) ④	当初予算④	対前年度 当初予算 増減割合 (9/1) ⑤	補正 (第1号) ⑤	補正増割合 (5/4) ⑥	当初予算⑥	対前年度 当初予算 増減割合 (6/4) ⑦	補正 (第1号) ⑦	補正増 割合 (7/6) ⑧	予算案⑧ 増減割合 (8/6) ⑨
歳出予算														
一般歳出	673,746	700,685	104%	976,345	139%	727,317	108%	847,244	116%	677,763	93%	809,868	119%	682,452
社会保障関係費	362,735	362,735	100%	409,391	113%	368,888	102%	381,885	104%	377,193	102%	386,465	102%	382,778
防衛関係費	53,687	53,687	100%	58,104	108%	101,685	189%	120,194	118%	79,171	78%	88,500	112%	86,691
公共事業	60,575	60,575	100%	80,532	133%	60,599	100%	82,578	136%	60,827	100%	84,317	139%	60,858
文教及び科学振興	53,901	53,901	100%	88,127	163%	54,157	100%	85,065	157%	54,716	101%	67,169	123%	55,495
その他	87,848	99,586	113%	222,591	224%	86,984	99%	147,520	170%	85,855	99%	163,415	190%	86,631
予備費	5,000	9,000	180%	9,000	100%	5,000	100%	5,000	100%	10,000	200%	10,000	100%	10,000
新型コロナウイルス感染症対策予備費	50,000	61,200	122%	98,600	161%									
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費						40,000		20,000	50%					
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費				10,000		10,000		5,000	50%					
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進 環境整備対応予備費										10,000		10,000	100%	
地方交付税交付金等	158,825	158,825	100%	175,133	110%	163,991	103%	171,811	105%	177,863	108%	196,199	110%	190,783
国債費	243,393	243,463	100%	240,716	99%	252,503	104%	256,747	102%	270,090	107%	259,081	96%	282,179
合計	1,075,964	1,102,973	103%	1,392,196	126%	1,143,812	106%	1,275,803	112%	1,125,716	98%	1,265,149	112%	1,155,415
（うち、補正による増額）	(27,009)			(289,222)				(131,991)				(139,432)		
歳入予算														
税収	652,350	652,350	100%	683,590	105%	694,400	106%	696,110	100%	696,080	100%	734,350	105%	784,400
所得税	203,820	203,820	100%	220,190	108%	210,480	103%	212,950	101%	179,050	85%	201,090	112%	232,870
法人税	133,360	133,360	100%	137,870	103%	146,020	109%	146,620	100%	170,460	117%	180,540	106%	192,450
消費税	215,730	215,730	100%	221,610	103%	233,840	108%	229,920	98%	238,230	102%	243,430	102%	249,080
その他	99,440	99,440	100%	103,920	105%	104,060	105%	106,620	102%	108,340	104%	109,290	101%	110,000
その他の収入	54,354	54,354	100%	83,817	154%	93,182	171%	134,714	145%	75,147	81%	109,410	146%	84,525
公債金	369,260	396,269	107%	624,789	158%	356,230	96%	444,980	125%	354,490	100%	421,390	119%	286,490
合計	1,075,964	1,102,973	103%	1,392,196	126%	1,143,812	106%	1,275,803	112%	1,125,716	98%	1,265,149	112%	1,155,415
公債依存度（%：公債金/歳入予算合計）	35.4			44.9		31.1		34.9		31.5		33.3		24.8

（出所：財務省が公表する令和4年度から令和7年度の前算情報のうち「予算及び財政投融資計画の説明」¹⁹をもとに筆者作成）

¹⁹ https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/

補正による予算の増減について、その増減が20%を超える歳入予算及び歳出予算のうち一般歳出予算（特定の目的のための予備費（新型コロナウイルス感染症対策予備費など）を除く）の主な内容は次のとおりである。

年度	歳入歳出項目	補正による増減	補正の主な内容
令和4年度 補正第1号	原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において令和4年4月26日に決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とする。		
	（歳出）予備費	4.0兆円（80%）増	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費の一環として、今後の災害対応等を勘案した予見し難い予算の不足に充てるための追加。
令和4年度 補正第2号	令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とする。		
	（歳出）公共事業	1.9兆円（33%）増	災害復旧等事業費3,817億円、治山治水対策事業費3,321億円、道路整備事業費3,136億円など
	（歳出）文教及び科学振興	3.4兆円（63%）増	科学技術振興費2兆8,031億円など
	（歳出）その他	12.3兆円（124%）増	中小企業対策費1兆2,472億円、エネルギー対策費1兆3,211億円、その他の事項経費8兆9,045億円（経済産業省6兆8,642億円、内閣府9,086億円など）など
	（歳入）その他の収入	2.9兆円（54%）増	前年度剰余金受入2兆2,732億円など
	（歳入）公債金	22.8兆円（58%）増	特例国債20兆3,760億円など
令和5年度 補正第1号	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とする。		
	（歳出）公共事業	2.1兆円（36%）増	災害復旧等事業費4,025億円、治山治水対策事業費3,568億円、道路整備事業費3,906億円、社会資本総合整備事業費3,495億円など
	（歳出）文教及び科学振興	3.0兆円（57%）増	科学技術振興費2兆7,708億円など
	（歳出）その他	6.0兆円（70%）増	中小企業対策費5,650億円、食糧安定供給関係費4,358億円、その他の事項経費4兆5,966億円（内閣府1兆7,098億円、経済産業省1兆2,867億円、総務省6,732億円など）など
	（歳入）その他の収入	4.1兆円（45%）増	前年度剰余金受入3兆3,911億円など
	（歳入）公債金	8.8兆円（25%）増	特例国債6兆3,650億円など
令和6年度 補正第1号	令和6年11月11日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入の増額等を行うことを内容とする。		
	（歳出）公共事業	2.3兆円（39%）増	災害復旧等事業費4,437億円、治山治水対策事業費3,694億円、道路整備事業費3,952億円、社会資本総合整備事業費4,117億円など
	（歳出）文教及び科学振興	1.2兆円（23%）増	科学技術振興費8,223億円、文教施設費2,290億円など

年度	歳入歳出項目	補正による増減	補正の主な内容
	(歳出) その他	7.7兆円 (90%) 増	エネルギー対策費1兆5,725億円、中小企業対策費5,898億円、食糧安定供給関係費4,641億円、その他の事項経費4兆8,918億円 (内閣府1兆9,644億円、経済産業省1兆5,810億円、国土交通省3,025億円など) など
	(歳入) その他の収入	3.4兆円 (46%) 増	前年度剰余金受入1兆5,594億円、雑収入1兆8,485億円 (弁償及返納金1兆2,885億円、防衛力強化弁償及返納金1,632億円、(独) 中小企業基盤整備機構納付金958億円など) など

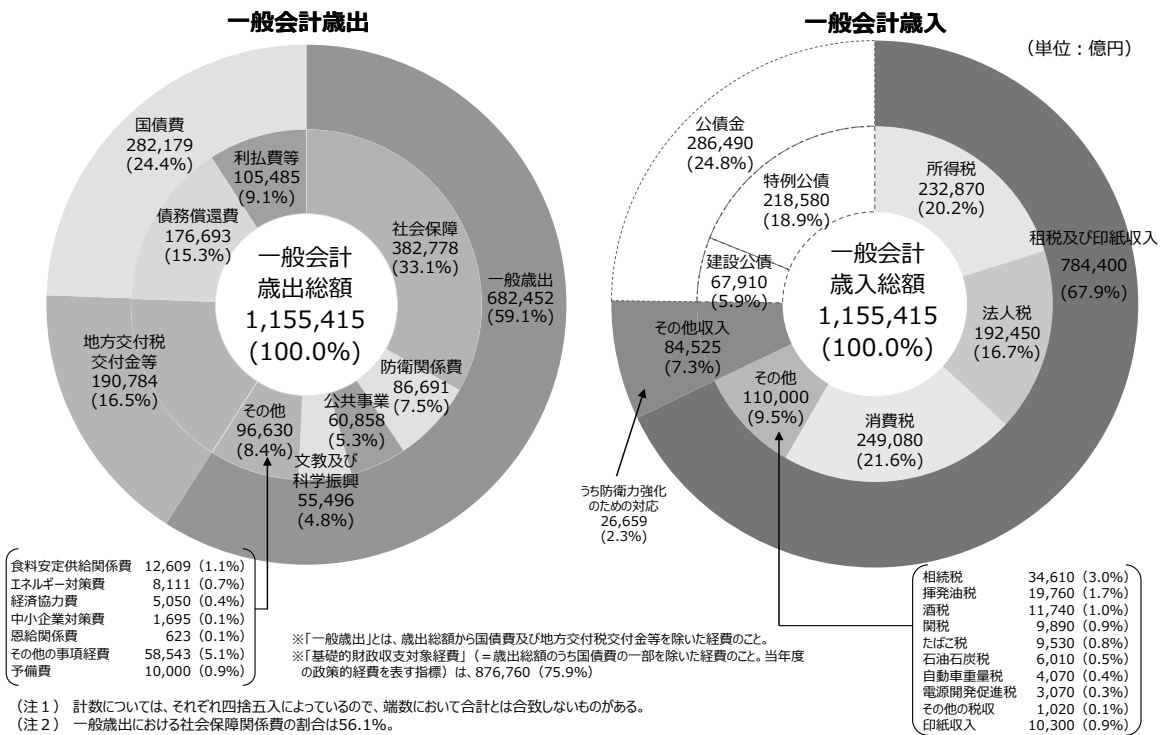
7. 令和7年度予算（政府案）の概要

令和7年度予算（政府案）は平成6年12月27日に閣議決定ののち令和7年1月24日に国会に提出された。今後国会で審議される。図表12でわかるように、令和6年

度の当初予算と比較すると予算規模は3%の増加となり、歳出の各項目とも令和6年度と大きな増減は見られないが、歳入面では景気回復による税收増加を反映して法人税、所得税の割合が増加し、その分、公債発行が減らされている。

(図表13)

令和7年度一般会計予算 歳出・歳入の構成



(出所：令和7年度予算のポイント)

8. 最後に

国の予算は、国の進むべき道への活動（歳出）に対して財源の裏付けを与え、国民経済の発展を支えるに必要不可欠である。この財源（歳入）は税收等が中心であり、平成当初は歳入に占める税收の割合はおよそ85%程度あったが、その後バブル崩壊などで法人税及び所得税の税收は低下傾向となり50%程度にまで下がった時

期もある。令和に入り経済回復基調にあり税收割合は約70%と増加してきているが、引き続き不足分は特例国債（赤字国債）などの公債（国民への借金）により賄われ、また、日本銀行は国債の買い入れを行っている。

憲法及び財政法では、予算の成立までやその執行に關して厳格に定めている。解散のある衆議院に優先議決権を与えるなど国民の声をより反映させる仕組みに加え、行政事業レビュー等が予算案作成に対する自律的統制活

動（PDCA）としても制度化され、法律の定める手続きの間をサポートしている。

成立した予算が効率的・効果的に執行されているかのモニタリングは、国会は勿論、行政事業レビュー等も重要な役割に担っているが、経済性、効率性、有効性などの多様な視点でのチェックを機能させる面からは、公監査のひとつである業績監査に向けた検討や試行が進んでいくことも期待したい。

（参考文献）

「五訂版予算と財政法」（小村武著）新日本法規

「新版予算制度第二版」（河野一之著）学陽書房

以 上

会計基準等開発動向

2025年2月5日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	上場企業等が保有する組合等への出資持分に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討が行われている。	2024年9月20日付で、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」が公表され、2024年11月20日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。
2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正	2024年4月1日を基準日として行った年次改善プロジェクトにより検出された事項について、必要とされる手続を検討の上、以下の企業会計基準等の改正を行うもの。 包括利益の表示に関する提案 - 企業会計基準公開草案第81号（企業会計基準第25号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」 - 企業会計基準適用指針公開草案第83号（企業会計基準適用指針第9号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」 特別法人事業税の取扱いに関する提案 - 企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」 - 企業会計基準適用指針公開草案第84号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」 種類株式の取扱いに関する提案 - 実務対応報告公開草案第69号（実務対応報告第10号の改正案）「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（案）」	2024年11月21日付で左記公開草案が公表され、2025年1月20日にコメントが締め切られている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）を開発の基礎として検討が進められている。現在、金融機関において適用されるIFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発及び一般事業会社における取扱いに関する検討を継続しつつ、IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」の定めを取入れ方等に関する検討が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準等の開発に向けて、検討が行なわれている。	2024年10月より検討が開始されている。 また、中間会計基準に関連する他の会計基準等の修正への対応については、2024年6月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙 (https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf) が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(2024年7月1日に移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」としてASBJに移管)に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。
後発事象に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発を行う。	2024年12月より検討が開始されている。
継続企業に関する会計基準	JICPAが公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、継続企業に関する会計基準の開発を行う。	今後検討を開始する予定とされている。
バーチャルPPAに係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、バーチャルPPA (Power Purchase Agreement) に関して、現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられる取引を前提に、需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2024年9月より検討が開始されている。
繰延資産に係る会計上の取扱い	2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討する予定とされている。	今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。
譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	2024年12月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化について、今後、検討する予定とされている。	今後、リソースの状況を踏まえて、検討を開始する予定とされている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」が公表され、2024年7月31日にコメントが締め切られている。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」が公表され、2024年7月31日にコメントが締め切られている。
指標の報告のための算定期間に関する再提案	再審議の結果、2024年3月公開草案の提案を修正することとした内容のうち、指標報告のための算定期間に関する論点について、公開草案を再度公表したうえでコメントを求めることとされたもの。	2024年11月29日に左記公開草案が公表され、2025年1月10日にコメントが締め切られている。

（補足）サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期については、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」にて検討が行われている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正	令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているとの課題が識別されたこと等の経緯を踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）における「株式の保有状況」の開示に関して、以下の改正を行うもの。 【企業内容等の開示に関する内閣府令の改正】 当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式（当事業年度末において保有しているものに限る。）について、以下の開示を求める。 ・ 銘柄 ・ 株式数 ・ 貸借対照表計上額 ・ 保有目的の変更年度 ・ 保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針 【企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン）の改正】 従前のパブリックコメントの回答内容等を踏まえ、「純投資目的」の考え方を明示する。	左記内閣府令等が2025年1月31日付で公布・施行された。

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したことを受け、財務諸表等規則等及び財務諸表等規則ガイドライン等について所要の改正を行うもの。	2024年12月24日付で左記改正案が公表され、2025年1月24日まで意見募集が行われていた。 なお、改正後の新財務諸表等規則等の規定の適用予定は下記とされている。 ・2027年4月1日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下、事業年度等という。）に係る財務諸表等について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例による。 ・ただし、2025年4月1日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表等については、新財務諸表等規則等の規定を適用することができる。
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)	ASBJにおいて、企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等を公表したことを受け、財務諸表等規則等について所要の改正を行うもの。	2024年12月27日付で左記改正案が公表され、2025年1月27日まで意見募集が行われていた。

【法務省】

項目	内容	ステータス
会社計算規則の一部を改正する省令案	企業会計基準委員会による実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うもの。	2024年12月6日付で左記改正案が公表され、2025年1月17日まで意見募集が行われていた。 なお、改正後の会社計算規則の規定は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとする予定とされている。
会社計算規則の一部を改正する省令案	企業会計基準委員会による企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の公表等を受けて、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）について、所要の改正を行うもの。	2025年2月5日付で左記改正案が公表され、2025年3月6日まで意見募集が行われている。 なお、改正後の会社計算規則の規定は以下の通り適用が予定されている。 2027年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。 ただし、2025年4月1日以後開始する事業年度に係るものについては、新会社計算規則の規定を適用することができる。

新刊書籍のご案内

会社法計算書類作成ハンドブック（第19版）

有限責任監査法人トーマツ著
中央経済社

本書は、会社法に基づく計算書類等の作成実務の手助けとなるよう、2007年3月の初版刊行以来、制度改正等に対応して改訂を重ね、このたび、2025年3月決算に対応して、2024年12月31日現在の会社法、会社法計算施行規則および会社計算規則に基づき改訂を行い、第19版を刊行いたしました。

本書では、制度の概要や記載上の留意事項、一般社団法人日本経済団体連合会の「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」の記載例と記載上の注意等、実務に携わる方々にとって有用となるポイントを解説するとともに、実際の記載事例を多数紹介しています。また、計算書類等だけでなく、会社法の下で、株主総会の開催に際して必要とされる書類全般についても取り上げています。

第19版では、2024年9月に公表された新リース基準やサステナビリティに関する開示等を中心に開示トピックの解説をするとともに、実務上の参考になるよう、記載事例を紹介しています。

本書の構成は以下の通りです。

第1章 2025年3月期決算に向けた近時の開示トピックス

第2章 会社法決算の概要

第3章 計算関係書類

第4章 剰余金の配当関係

第5章 事業報告

第6章 株主総会招集通知

第7章 株主総会決議事項の個別記載事項

本書が計算書類等の作成実務に携わる方々の一助となれば幸いです。



価格 8,250円(税込)

2024年2月刊

ISBNコード：

978-4-502-52541-4

IFRS財務諸表の表示・開示実務

有限責任監査法人トーマツ
(株)中央経済社

2024年4月、IASBよりIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」が公表されました。IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えるもので、IFRS第18号の適用により、純損益計算書を中心にすべての企業が何らかの影響を受けることになると考えられます。本書は、従来の実務の変更点を詳細に解説するとともに、IFRS第18号による変更がない部分も含め、IFRS会計基準を適用する財務諸表の全般的な表示及び開示に係る要求事項を網羅的に解説しています。

価格 3,850円(税込)

2025年2月15日刊

ISBNコード：

978-4-502-52621-3



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧下さい。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

デロイト トーマツ グループ CFOプログラムよりご案内

デロイト トーマツ グループでは、CFOが直面する日々の課題に沿った最新のインサイトを発信し、CFOをナレッジの面から支援しています。特に、現役CFOを対象とした四半期毎の意識調査「CFO Signals」では、デロイト トーマツのプロフェッショナルによる分析を加えたレポートを定期的に発行しております。ぜひ最新のレポートをご覧ください。

■CFO Signals

概要：企業を取り巻く経済環境に関するCFOの定期的な意識調査

対象：日本企業、および日本で活躍するグローバル企業のCFO

時期：四半期毎（2月、5月、8月、11月）

内容：経済環境に関する調査に加え、毎回時流に沿ったテーマにて実施

最新レポートはこちらから



そのほかCFOをはじめとした、CxOの皆様には有益な最新のインサイトの発信を随時行っています。CxOプログラムが発刊するレポート等詳細は下記サイトをご覧ください。
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/topics/c-suite-agenda.html>

会計情報

発行日 令和7年2月20日(毎月20日発行)
第583 3月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohmatu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供しています。Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001